

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

6

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項（事項名）

地方公共団体が実施する災害時使用を想定した無人航空機の飛行訓練時の区域規制や条件の緩和

提案団体

川口市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

地方公共団体が災害時等に飛行させることを目的に行う無人航空機の飛行訓練については、人口集中地区でもフェンス等で囲まれた場所で、安全を確保し、かつ無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況等を常に監視できる補助者の立ち合いがあった場合に限り、許可を不要とすること。

また、災害時の飛行を目的とする無人航空機の飛行訓練に係る許可・承認については、必要な飛行時間の実績を短くすること。

具体的な支障事例

【支障事例】

当市消防局では、無人航空機の操縦者の確保のため、人事異動により毎年操縦士の育成が必要となるが、市の約9割が人口集中地区である川口市では、許可等を受けていない操縦者の屋外での訓練場所の確保に困難を極めている。（※許可・承認の要件に10時間の飛行経験が必要となる。）

また、無人航空機（ドローン・ラジコン等）の飛行に関するQ&Aにて、「無人航空機が飛行範囲を逸脱することがないように四方及び上部がネット等で囲われている場合は、屋内とみなすことができるため、航空法の規制の対象外」となる旨定められているものの、現在人口集中地区内で確保している練習場4か所はいずれも上部にネットを敷設することが困難であり、条件を満たすことができない。

過去2年間許可等申請を行ってきたが、10時間の飛行経験を積むために、人口集中地区外の郊外まで移動しなければならず、通常業務や訓練と平行しての実施となるため、平成28年度は6か月、平成29年度は10か月の期間を要した。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

許可なく飛行訓練を行うことが可能となることにより、実災害に近い屋外での操縦経験を多く積めることで操縦能力の向上が期待でき、安全性の向上に繋がる。

許可・承認取得者の増加による完全管理体制の充実及び操縦隊員の負担軽減が可能となる。

また、許可・承認に必要な飛行時間実績の短縮が可能となれば、実災害での飛行が想定される屋外での飛行経験を早い段階で積むことが可能となる。

根拠法令等

航空法第132条、第132条の2、第132条の3

航空法施行規則第236条、第236条の2、第236条の3、第236条の6

無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

静岡県、京都府、鳥取県、宇和島市、宮崎市

○大都市近郊においては飛行訓練を実施する地域が少ないため、郊外で飛行訓練を行う必要がある。

また、無人航空機の飛行に関する許可・承認審査要領（平成 30 年 1 月 31 日国土交通省航空局長通知）5－6 にかかげる「多数の者の集合する催し場所上空における飛行の場合」についての基準は当府主催の防災訓練等緊急時の利用を想定した催しについても運用の可能性を狭め、防災用としての活用性を狭めることになるため、防災訓練等緊急時の利用を想定した催しについても基準を緩和するべきである。

○当市も、災害対応や消防団活動（行方不明者搜索等）に無人航空機（ドローン）の活用を考えているが、操縦者の育成に多くの訓練を必要とし、許可・承認に煩雑な手続きと多くの時間を要することは、大変負担が多いと考えられるので、左記の提案事項に賛同します。

○当市においては、無人航空機を2機保有しており、操縦隊員を継続的に育成する必要があるが、操縦訓練場所の確保に苦慮している状況である。

当市が管理する屋外消防訓練場があるが、DID に該当するため、予め許可申請が必要であり、かつ現に操縦資格を有する隊員に限られることから、資格のない隊員の操縦訓練には使用できない。

しかしながら、当該訓練場は、1辺が100m以上あり、かつ4方をフェンスで囲っており十分な安全確保が可能であると考えられるため、有資格者が立会い、かつ安全管理要員を配置するなど、一定の条件を満たす場合は、資格のない隊員の操縦訓練ができるよう規制緩和を行うこと。

○本県においてこれまで支障事例はないが、将来的には同様の支障が生じる可能性があるため、左記提案事項に賛同する。災害時とはいえ、飛行範囲の安全は確保する必要があるため、左記のような条件を付すことは必要と考える。飛行時間実績の短縮についても、提案事項に賛同するが、適切な時間をどの程度にすべきかの検討は必要と考える。

○本県においては、3消防本部でドローンの活用事例があり、3消防本部で導入を検討中であり、今後導入する本部（市町）が増えることが予想される。

県内にも人口集中地区（4000 人以上／km²）は存在しており、今後、飛行訓練に支障が生じる可能性がある。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

16

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項（事項名）

地方公共団体による道路整備に伴う踏切新設の際の運用の見直し

提案団体

浜松市、熱海市、御殿場市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

地方都市において、地方公共団体が道路管理者として道路整備を行うにあたり、道路法第 31 条に基づき、道路と鉄道が交差する場合は、工事の施行方法及び費用負担について、鉄道事業者とあらかじめ協議・成立させることとなっている。一方で平面交差が認められ、踏切を新設するに至った場合、既存の踏切を除却するよう全国一律の対応を求められるため、調整に多大な時間を要する。

迅速な道路整備が可能となるよう、鉄道の運行回数や自動車の通行量等地域の実態、地方公共団体と鉄道事業者の協議状況を考慮するなど、柔軟に対応されたい。

具体的な支障事例

【支障事例】

道路と鉄道の交差は原則立体交差ではあるが、多額の事業費、事業期間を要する。

道路の交通量又は鉄道の運転回数が少ない場合、道路と鉄道の平面交差は認められているが、運輸局側からは、鉄道の運行本数に関わらず、踏切の存在そのものに事故危険性等の不安を感じていること及び、「踏切道の拡幅に係る指針」において踏切道の統廃合を推進していることから、法に明記されているものではないが、踏切を新設する際には、別の箇所の踏切除却を求められている。

道路整備に伴い新規に踏切を設置する場合、鉄道事業者との協議のほか、踏切の除却箇所の選定・地元住民との調整（合意書）が必要となり、事業実施までに相当期間を要する（浜松市においては、計画策定から踏切除却の合意に至るまで約 10 年要した）。

【懸念の解消策】

当市を初めとした地方都市では、都市部と異なり、鉄道の運行回数が非常に少ない鉄道（1 本／1H）もあるため、踏切の新設時の条件としては、全国一律ではなく、鉄道の運行回数や自動車の通行量等地域の実態、自治体と鉄道事業者との協議状況を考慮したうえで、都市部と地方部と異なる運用とする等、個別に判断されたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都市部と地方部とで異なる運用とすること等により、踏切の新設の際に踏切の除却が一律の要件とならなければ、踏切の除却箇所の調整に時間を割くことなく円滑に事業を進めることができる。

根拠法令等

道路法第 31 条第 1 項

鉄道に関する技術を定める省令第 39 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

桶川市、京都市、廿日市市、愛媛県、松浦市

○交通安全対策の中で踏切改良が必要な箇所は存在しているが、提案にある同様な理由で事業が進んでいない。少数利用者の踏切であっても既に地域に根ざした踏切となっており、改良条件に伴う廃止は合意形成を図るうえで非常にハードルが高い条件となっている。

○踏切道の拡幅については、踏切の統廃合が前提とされているため、本市においても、容易に進まない状況があり、運用の見直しの必要性はあると認識している。

○当市における鉄道も運行回数が少ないものの、道路整備における新たな鉄道との平面交差については、別の箇所の除却を要し、調整に不測の時間を要するなど同様の事例があることから、同様の措置を求めたい。

○過去に、都計道の整備及び区画整理事業により踏切道の統廃合が進められてきた。今後、踏切を拡幅する際に、別の箇所の踏切除却を求められても、困難であるため、柔軟に対応されたい。

○踏切の拡幅においては、既存踏切の利用実態や地域内道路の位置付け等から、除却できる踏切が無い場合、協議・調整が進まず、踏切道の安全対策等に支障が生じている。

○県道改良で2車拡幅する際に、「踏切拡幅指針」に基づき、鉄道事業者と協議を行い、県内のいずれかの踏切を対象に除却を求められるが、地域の合意を得られないことがほとんどである。

この場合、除却の代替策として、「踏切拡幅指針 3.(2)①」での鉄道事業者側による“踏切道拡幅=安全性低下”との解釈により、県内全ての踏切を対象に安全性が低下しないよう、拡幅する当該踏切以外の踏切に対し、4種踏切の1種化(遮断機の設置)から、障害物検知装置の追加設置を最低限として、いずれかの対応を求められている。

本県においても都市部に比べると、鉄道の運行回数は少なく、鉄道事業者側による「踏切拡幅指針」の解釈“踏切拡幅=安全性低下”とは一概には言えない場合もあると思われ、本提案のとおり、地域の実態から都市部とは異なる運用等、地域の実情に応じ個別判断できる指針の運用に見直し願いたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

32

提案区分

A 権限移譲

提案分野

運輸・交通

提案事項（事項名）

鉄道事業・一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績報告等受理事務の国から都道府県への移譲（経由先の変更）

提案団体

千葉県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

鉄道事業者は鉄道事業等報告規則に基づき、事業報告書及び鉄道事業実績報告書の国への提出が義務付けられており、一般乗合旅客自動車運送事業者についても旅客自動車運送事業等報告規則に基づき、事業報告書及び輸送実績報告書の国への提出が義務付けられているが、地域の公共交通の維持・確保の取組のため、都道府県が希望する場合には、輸送実績報告等の報告に関し、都道府県を経由して国土交通大臣に提出する方法を都道府県が選択できるよう変更を求める。

具体的な支障事例

【現状】

鉄道事業等報告規則第2条により、鉄道事業者は事業報告書及び鉄道事業実績報告書を、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長にそれぞれ一通提出しなければならないとされている。同様に、旅客自動車運送事業等報告規則第2条により、一般乗合旅客自動車運送事業者は事業報告書及び輸送実績報告書を、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長にそれぞれ一通提出しなければならないとされている。

【支障事例】

地域公共交通施策において、地方公共団体が担う役割・責務が交通政策基本法第9条で示されている一方、地方公共団体は鉄道事業者やバス事業者が国へ報告している路線ごとの実績等の情報を知り得ず、どの区間がどの程度赤字なのか、どの程度輸送人員があるかなど、地域交通の実態が把握できないため、需要喚起策を講じる・補助金等の財政補てんを検討するといったような、路線の維持等に必要な施策を進めることができない。

また、法的根拠等がなければ、事業者も情報提供の協力に応じないのが現状であり、直接の経由が困難ならば、路線の維持に必要な施策実施を目的として地方公共団体側が求めた場合に情報提供を受けることができるような枠組みを構築されたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

実績情報を入手（共有）することにより、事業者ごとの経営状況の把握、地域ごとの運送収入・収支率の把握ができれば、当該地域の交通網の維持・健全化に必要な施策を、適切な時期にとることが可能になる。

根拠法令等

鉄道事業等報告規則第2条・第4条

旅客自動車運送事業等報告規則第2条・第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

新潟県、岡山県、筑後市、宮崎市

○バス事業者に対し、利用人数などのデータを求めているが、提供していただけない状況である。

制度改正されれば、上記などのデータも得られ、交通政策にも寄与すると思うが、バス事業者の理由としては、経営の部分で明らかにされたくないところもあるようなので、その部分では一定の配慮が必要と思われる。

○鉄道事業において路線維持のための地域自治体やまちづくりとの連携が求められているものの、乗降実績等の情報が開示されないため実情把握や目標設定が立て難い。

○当県においても、特に、バスに係る情報について、地域の実態を把握するため、国に対して情報提供を求めたが、提供を断られた事例があった。

同一県内においても都市部や農村部等各地域によって動向が異なることが想定されるため、地方自治体が地域公共交通に係る施策を実施するにあたり、実態を把握するために必要な情報が得られるような仕組みを構築されたい。

○県を経由する必要はないが、情報を提供してもらいたい。

○都道府県のみならず、市町村においても同様の支障がある。バス事業者からの路線廃止の表明は直前にしか行われず、廃止日までの短い期間に地域住民や関係者の理解を得ることは難しい状況である。バス事業者から路線廃止の表明がされてから対策を講じるのでは、地域住民や関係者との調整が難航することが予想されることから、事前に路線ごとの経営状況を把握し対策の検討を行う時間を確保するためにも、国が市町村に対して輸送実績報告書等の開示ができるよう制度改正を求める。

○多くの地方自治体においては、少子高齢化及び都市部への人口流出により人口減少が喫緊の課題となっている。この人口減少がもたらす影響に対応するため、限られた情報のなかで、公共交通網の維持・健全化対策及びコンパクトな街形成に資する施策検討等を実施をしているが、公共交通の情報を得ることは、現状把握をするために極めて重要である。

このため、情報を必要とする地方公共団体が情報提供を受けることができるような枠組みの構築をお願いしたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

39

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項（事項名）

水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準における包括承認事項の拡充

提案団体

石川県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

水管理・国土保全局所管補助事業等により取得した財産について目的外使用を行う場合、地方整備局長等に対して財産処分承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。
一方、補助事業者等のうち地方公共団体が一定の条件下で行う財産処分については、地方整備局長あて財産処分報告書の提出をもって承認があったものとみなされる。（包括承認）
当該包括承認ができる事項として、「災害対応等緊急性が認められる場合」を追加する。

具体的な支障事例

【現行制度】

水管理・国土保全局所管補助事業等により取得した財産について目的外使用を行う場合、地方整備局長等に対して財産処分承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。
一方、補助事業者等のうち地方公共団体が一定の条件下で行う財産処分については、地方整備局長あて財産処分報告書の提出をもって承認があったものとみなされる。（包括承認）

【支障事例】

平成 30 年 1 月 11 日から 14 日にかけての大雪（金沢市では 7 年ぶりに 60 cm 超の積雪を記録）により、市内の雪捨て場沿道の除雪が追いつかず、圧雪が残ったままであったため、運搬排雪車両の円滑な通行に支障を来した。

これを受け翌 15 日、主要幹線道路に隣接し、広大な緩衝緑地帯を持つ犀川左岸（さいがわさがん）浄化センターを新たな雪捨て場とすることが適当と判断し、財産処分承認申請書を北陸地方整備局長に提出し、同局担当者へ一報のうえ承認を待たずに同日夜より雪捨て場としての使用を開始した。その後、同月 25 日付で承認がなされた。

（1）雪捨て場の開設準備、排雪運搬業者への連絡等の対応を行う中で、申請書類作成などの財産処分承認申請に係る事務が発生したことから、迅速な道路除雪の実施に支障を来した。

（2）申請から承認までの 10 日間は当該財産処分に法的根拠がない状態であり、法順守や事故時等の責任関係の観点から、地方公共団体として不安定な立場に置かれた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【制度改正による効果】

- （1）迅速な道路除雪の実施が可能となる。
- （2）財産処分に係る法順守が徹底される。

【参考】

農林水産省の財産処分承認基準には「補助対象財産の一部を利用する場合であって、その利用が補助目的の一部として想定されておらず、補助対象財産の機能等を損なうことのない場合には、補助目的に反しない利用と

なることから、財産処分には該当せず、本基準に定める手続を経ることを要しない。」との規定があり、本件に置き換えた場合は報告すら不要となる。当該承認基準を参考にされたい。

根拠法令等

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条
- ・水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準(国土交通省水管理・国土保全局長通知)2 (1)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

○本市においては、平成29年度の豪雪を受け、排雪場の確保は非常に重要であると考えており、今後の大雪に備え、あらかじめ多数の排雪場を確保することとしている。
しかし、想定外の豪雪で、あらかじめ確保した排雪場だけでは不足が生じ、緊急的に別の排雪場を確保することとなった場合等、制度改正は有効であるとする。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

59

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項（事項名）

中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正

提案団体

京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。

具体的な支障事例

【支障】

近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条文が加わったところである（平成 27 年）。しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団照会も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。

【改正の必要性】

反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「「世界一安全な日本」創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。ついては、他法律（貸金業法や水産業協同組合法など）と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

—

根拠法令等

中小企業等協同組合法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

石岡市、川崎市、綾瀬市、奈良県、愛媛県、熊本市、大分県

○今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや貸金業法など類似法令との整合性から改正が必要である。
○反社会的勢力排除を徹底する上で、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。

○本県においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否する法令上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考えます。

○認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考える。暴力団排除条例の制定等により、県レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を遵守する意味でも、法において排除規定を定めることに賛同する。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	73	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用（農地除く）
------	----	------	--------------	------	------------

提案事項（事項名）

国土利用計画法に基づく土地売買等届出に係る副本提出の義務付け廃止

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

国土利用計画法の土地売買等の事後届出（第 23 条第 1 項）に係る事務について、条例による事務処理特例制度（地方自治法第 252 条の 17 の 2）により、権限移譲を受けている市町村に係る土地売買等届出書については、副本の提出の義務付けを廃止する。

具体的な支障事例

【支障事例】

国土利用計画法では、一定の面積要件等を満たす土地売買等の契約を締結した場合は、対象となる土地が所在する市町村を経由して都道府県に事後届出をすることが義務付けられ、同法施行規則により、正本（都道府県分）、副本（市町村分）及びそれぞれに添付する書類を提出することとなっている。

当該届出に係る事務に関しては、条例による事務処理特例制度により権限移譲を受けている市町村※があり、そうした市町村においては正本の提出があれば足りるものの、国土利用計画法施行規則ではこうした場合の副本の提出についての取扱規定がないため、届出者は活用されることのない副本及びその添付書類を作成しなければならず、また、市町村は正副の届出書等 2 部を保管しなければならない。（市町村は、権限移譲を受ける前は、副本等 1 部を保管。）

※愛知県内では、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、津島市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、岩倉市、愛西市、豊山町、東栄町及び飛島村（平成 30 年 4 月現在）

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【制度改正による効果】

事後届出に係る権限移譲を受けている市町村においては、届出書の正本及びその添付書類 1 部のみを提出すれば足りる、とすることで、届出者及び当該市町村の事務負担を軽減することができる。

根拠法令等

- ・国土利用計画法 23 条第 1 項
- ・国土利用計画法施行規則第 20 条第 1 項及び第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岡崎市、一宮市、津島市、小牧市、愛西市、豊山町、東栄町、鳥取県

○本市は、国土利用計画法の届出に係る事務に関して、条例による事務処理特例制度により権限移譲を受け

ている。権限移譲を受ける前は、副本等 1 部を市で保管していたが、権限移譲後は正副の届出書 2 部を保管していることになっている。現状、正本の提出のみで足りるため、届出者は活用されることのない副本及びその添付書類を作成し、提出していることになる。そのため、副本の提出義務が廃止されれば、届出者及び市の負担軽減することができるため、本市は提案に参画する意向である。

○本市では、国土利用計画法の土地売買等の事後届出(第 23 条第 1 項)に係る事務の権限移譲を受けており、平成 29 年度は、54 件の当該届出に係る事務を行ったが、左記事例のとおり、活用されることのない副本に係る不要な事務負担が生じている。

○国土利用計画法では、一定の面積要件等を満たす土地売買等の契約を締結した場合は、対象となる土地が所在する市町村を経由して都道府県に事後届出をすることが義務付けられ、同法施行規則により、正本(都道府県分)、副本(市町村分)及びそれぞれに添付する書類を提出することとなっている。

当該届出に係る事務に関して本市は、愛知県条例による事務処理特例制度により権限移譲を受けており、正本の提出があれば足りるものの、国土利用計画法施行規則ではこうした場合の副本の提出についての取扱規定がないため、届出者は活用されることのない副本及びその添付書類を作成しなければならず、また、当市は正副の届出書等 2 部を保管しなければならない。(権限移譲を受ける前は、副本等 1 部を保管。)

届出に係る提出書類を、正本及びその添付書類 1 部にすることで、届出者及び当市の事務負担を軽減することができる。

○本市においては、権限移譲を受けているため、事務処理に際して正本の提出があれば足りるが、正副 2 部を受付処理している。

権限移譲を受けている市町村における副本の提出の義務付けを廃止することで、行政側においては、事務手続き時に正本のみの書類確認で済むため、事務処理時間の短縮につながることに加え、正本の届出書 1 部を保管すればよいこととなる。一方届出者側においては、副本を作成する必要がなくなることから、書類作成の負担軽減による行政サービスの向上も期待される。

○提案のとおり、本県でも同様の事例が生じていると考えられる。権限移譲を受けている市町村内の届出については、届出書と意見書の写しを県に送付してもらっており、本書は県で保管していない。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

75

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項（事項名）

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る生活交通確保維持改善計画の記載事項の簡素化

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（以下「補助金」という。）の申請に係る、生活交通確保維持改善計画（以下「計画」という。）において記載することとされている「地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額」（以下「維持事業に要する額」という。）の、2・3 年目分については、前年度から運行形態（運行距離、運行回数等）に変更がないと予定される場合は記載を不要とする。

具体的な支障事例

【支障事例】

補助金の申請をするためには、それに先立って、行政、交通事業者等で構成する協議会が計画を策定・提出し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。この計画による補助の対象期間は1年のみであるが、計画には、向こう3 ㏎年の維持事業に要する額を記載しなければならない。
しかしながら、国庫補助算定額の基準とするのは、1年目の維持事業に要する額のみと思考される。また、年度ごとで運行形態に変更がない場合、1年目と2、3年目の維持事業に要する額に生じる差は、曜日配列の違いによるもののみであり、金額としても補助対象路線1本につき1 万円程度のわずかな差である。このように、2 年目、3 年目の維持事業に要する額を算出する必要性に乏しい場合でも、当初申請にかかる計画の策定時に、本県では、補助対象路線 61 本(平成 29 年 6 月現在)の 2 年目、3 年目分の維持事業に要する額を算出する必要があり、相当の事務負担を要している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【制度改正による効果】

必要性の乏しい記載を廃止することで、協議会の関係者の負担を軽減し、事務の効率化を図ることができる。

根拠法令等

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、福島県、千葉県、石川県、兵庫県、岡山県

○2年目、3年目については、結局次年度、次々年度に直近の実績をもとにした単価で算出し直さねばならず、無駄な作業となっている。
○本県においても3㏎年計画策定にあたり、事業者へ資料作成を依頼しているが、曜日によって運行回数が変

わる場合、向こう3か年の曜日ごとの運行日数の振り分けを行う必要があり、事業者にも相当の事務負担を要している(平成 30 年6月現在 補助対象 50 系統)

また、協議会へ諮る際にも3か年分の資料を配付する必要があり、相当の事務負担を要している。

必要性の乏しい記載を廃止することで、協議会関係者の負担を軽減し、事務の効率化を図ることが出来ると思われる。

○補助対象事業者が複数ある場合には、事業者ごとに運行ダイヤ(平日、土日休日、休校日など)の設定が異なるため、必要性に乏しい2か年目、3か年目の事務作業に多大な負担が生じている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

76

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項（事項名）

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金のうち車両購入費に係る金融費用について変動金利を適用した場合の対応の柔軟化

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（以下「補助金」という。）のうち、車両購入費に係る金融費用（借入金の利息）の補助に関し、変動金利を適用している場合には、「生活交通確保維持改善計画（以下「計画」という。）に記載する補助対象経費について、過去一定期間の金利変動幅や金利の平均といった根拠をもとに、安全率を見込んだ数字（上限見込み額）を記載できるようにする」、「変更に係る申請は、借入先から利率変更の通知があつてから、速やかに行うこととし、変更後の金利が適用される前に計画の認定が間に合わなかった場合でも、新しい金利を遡及適用する」といった柔軟な対応を可能とする。

具体的な支障事例

【支障事例】

補助金の申請をするためには、それに先立って、行政、交通事業者等で構成する協議会が計画を策定・提出し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。補助金には複数の補助対象事業が用意されているが、このうち車両購入費に係る金融費用（借入金の利息）の補助を受ける場合、計画策定時点の金利によって算出した補助対象経費を記載する必要がある。計画認定後、金利の上昇により、補助対象経費が増額となる場合は、あらかじめ国土交通大臣から計画の変更について認定を受ける必要があり、当該認定申請は、上昇した金利が適用される1か月前までに提出するよう求められている。（認定申請が間に合わなければ、金利上昇による経費増分は補助対象外となる。）

しかし、本県においては、借入先から事業者に対する利率変更の通知は必ずしも金利適用の1か月前となっておらず（借入先の決まり等に基づく）、申請に係る手続（協議会の開催など）を考えると、申請期限までに変更申請が間に合わない場合には、補助対象事業者が金利上昇分の補助を受けられない事態が生じる。また、金利の変動の度に、協議会において関係市町村長や関係バス事業者代表者等を交えた議論を経て申請を行うことは、大きな事務負担となる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【制度改正による効果】

金利の上昇局面であっても、補助対象事業者は車両購入費に係る金融費用について、実態に即した補助金を確実に受け取ることができる。また、補助対象経費の上限見込み額とすれば、金利が変動してもその度に変更申請を行う必要がなくなるため、計画策定者である行政、交通事業者等で構成する協議会の関係者の負担が軽減される。

根拠法令等

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項、同第 25 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山口市

—

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

108

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項（事項名）

建築基準法第 51 条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の見直し

提案団体

富山県

制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

建築基準法第 51 条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の要件を見直し、工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破碎施設の建築に係る手続を簡素化・迅速化すること

具体的な支障事例

産業廃棄物処理施設については都市計画で敷地の位置が決定されていなければ新築・増築ができないこととされているが、建築基準法第 51 条ただし書の規定による特定行政庁の許可を受ければ新築・増築が可能であり、さらに一定規模以下の施設は同許可を受けることなく、新築・増築が可能となっている。

許可を要さない施設の規模について、特に、廃プラスチック類の破碎施設については、規模が 1 日当たり 6 トン以下の処理能力とされており、これは 1 日当たり 100 トン以下の処理能力とされている木くず又はがれき類の破碎施設と比べて厳格な規制となっている。

中国政府が平成 29 年 12 月末から生活由来の廃プラスチックの輸入を禁止したため、これまで資源として中国に輸出されていた廃プラスチックが国内で処理せざるを得なくなることが見込まれており、本県では県内の廃棄物埋立量削減のため民間事業者による廃プラスチック類の破碎施設の設置を推進しているが、建築基準法第 51 条ただし書の許可及びそのための都市計画審議会の議を経る必要があり、速やかな建築に支障を来している。県内の廃プラスチック類の破碎施設に対しては、破碎後の処理物の飛散防止のため屋内保管を徹底しており、屋外保管する木くず又はがれき類の破碎施設と比較しても、周辺環境への影響が小さくなるよう十分に配慮している。このように周辺の生活環境への配慮措置がなされている廃プラスチック類の破碎施設においては、建築基準法第 51 条ただし書の許可を要さない規模の要件を、木くず又はがれき類の破碎施設と同等程度と見直すよう求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

本制度改正により破碎施設の建築に係る手続を簡素化・迅速化することで、国内資源循環確保に向けたプラスチックリサイクル体制整備の確保の促進が図られるとともに、地方公共団体の事務負担の軽減に資する。

根拠法令等

建築基準法第 51 条

建築基準法施行令第 130 条の 2 の 3

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

上越市

○民間事業者が行う産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設は一定規模を超えると建築基準法第51条ただし書の規定による特定行政庁の許可を受けなければならない。一定規模以下の施設は同許可を受けることなく新築・増築が可能である。一例として工業地域、工業専用地域内の産業廃棄物処理施設の木くず又はがれき類の破碎施設は100t／日以下であれば緩和規定により許可不要となっているが、廃プラスチック類の破碎は6t／日を超える場合、一般廃棄物処理施設の木くず、がれき類の破碎は5t／日を超える場合は許可が必要となり、都市計画審議会の議を経る必要もあることから、民間事業者に対してはスケジュールも含め負担となっている。

都市計画上の支障の有無を判断するにあたり、土地利用計画、車両の搬出入経路及び台数、生活環境影響調査からも影響は同程度であるものと考えられることから、廃プラスチック類の破碎や一般廃棄物処理施設の破碎等についても緩和の見直しを求める。

本制度改正により、手続きの簡素化・迅速化することで、国内資源循環確保に向けたリサイクル体制整備の確保の促進が図られるとともに、地方公共団体の事務負担の軽減に資する。

また、本来であれば処理施設等は都市計画で敷地の位置を決定することが原則とされており、許可においても都市計画法上の支障の有無の判断が重要となるため、許可の手続きとしては都市計画法によるものであったほうが合理的であると考ええる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	118	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用（農地除く）
------	-----	------	--------------	------	------------

提案事項（事項名）

都市計画に係る国土交通大臣の同意・協議が不要となる軽易な変更の範囲の見直し

提案団体

群馬県、茨城県、栃木県、新潟県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

一般国道の交差部における隅切りを廃止する場合など、道路の区域を一部縮減する場合についても軽易な変更として国土交通大臣との同意協議を不要とすることができるよう軽易な変更の範囲の見直しすること。

具体的な支障事例

道路に関する都市計画の変更に係る国土交通大臣の同意協議が不要となる軽易な変更の範囲について、都市計画法施行規則第 13 条第 3 号において、道路の拡幅による位置又は区域の変更は含まれているが、道路の縮減による位置又は区域の変更は含まれていない。本県では、平成 24 年度に県内の都市計画区域で市決定都市計画道路を廃止したが、これに伴い当該道路に交差する一般国道の隅切り部分も廃止するため国土交通大臣の同意を要することとなり、国との下協議から含めると5ヶ月程度追加処理日数を要した。

道路に関する都市計画の軽易な変更の範囲について、拡幅による位置又は区域の変更だけではなく、上記のように一般国道への影響が少ないような幅員の縮減による位置又は区域の変更についても、軽易な変更として国土交通大臣との同意協議を不要とするよう見直しを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

近年、地方自治体において長期未着手となっている都市計画道路が多数存在していることが課題視され、都市計画道路の更なる見直しが促進されているところ。不要となった都市計画道路の見直しにあたって、手続の長期化の要因となっている国土交通大臣との同意協議の範囲を見直し、都市計画の変更手続を簡素化することで、社会経済情勢を踏まえた都市計画の適時適切な見直しを円滑に実施することが可能となる。

根拠法令等

都市計画法第21条第2項
都市計画法施行令第14条第2号
都市計画法施行規則第13条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

鳥取県、岩国市、高松市、宮崎市

○当市においても、長期未着手の都市計画道路について見直しに着手したところであり、今後同様の支障事例が発生する可能性がある。都市計画道路の適時適切な見直しを円滑に進めるためにも、具体例で挙げられているような隅切りの廃止などは軽易な変更の範囲として取り扱うべきであるとする。

○本市においては現時点で具体的な支障事例は発生していないものの、提案団体同様に長期未着手路線の見直しに取り組んでおり、今後同様な事例が発生することが想定される。都市計画の実質的な変更を伴わず、すでになされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さないと認められるものについて協議を不要とするなど、事務の簡素化が望まれる。

○本市の都市計画道路の未着手区間の多くは整備予定の目処が立たないことや、都市計画決定から長期間を経過したことによる都市構造や交通需要の変化等により、当初の計画と整合しなくなっており、縮小・廃止も含めた都市計画道路網の見直しを予定している。そのため、今後提案事例と同様なケースも想定され、手続きを簡素化することで都市計画の適時適切な見直しを円滑に実施することは重要である。

○本県においてこれまで支障事例は無いが、将来的には同様の支障が生じる可能性があること、また道路の区域の縮小による都市計画の変更は、拡幅の場合に対し社会的な影響は小さいと考えられ、軽易な変更として扱うことは妥当であることから、制度改革の必要性はあるものとする。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

119

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項（事項名）

污水处理施設の統廃合に係る財産処分の制限の緩和

提案団体

群馬県、福島県、栃木県

制度の所管・関係府省

内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

污水处理施設に係る都道府県構想に基づく当該施設の統廃合・再編に当たっては、補助対象施設の供用開始後 10 年未経過であっても、財産処分の際に国庫返納不要で包括承認することとする。

具体的な支障事例

現在、本県では、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの污水处理施設を、効率的かつ適正に配置し整備するための配置計画である県污水处理計画を定め、計画的に施設の統廃合等を進めているところ（現計画では 13 施設の統廃合を計画）。

本県では、農業集落排水施設やコミュニティ・プラントの一部を廃止して、下水道処理に切り替えていく方針である。

この際、農業集落排水やコミュニティプラント等の終末処理施設を廃止するとともに、これまで農業集落排水やコミュニティプラントに繋がっていた管渠については、下水道につなぎ直す必要があり、元々農業集落排水やコミュニティプラントのために整備した管渠を目的外使用する必要がある。

管渠を含む污水处理施設は農山漁村地域整備交付金や地方創生污水处理施設整備交付金、循環型社会形成推進交付金を活用して、新設や改築更新を行っており、その使用開始から 10 年未経過の間に計画通り統廃合を進めようとする、補助金の返還が発生し、計画の遂行に支障を来す場合がある。

污水处理施設の統廃合・合理化を進める支障とならないよう、補助財産の処分に当たっては、整備、修繕から 10 年未経過の施設であっても、補助金の返還なく、財産処分が可能となるようにするよう提案する。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

污水处理施設の広域化・共同化を進めるための、施設のスムーズな統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資する。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条

内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について

（平成 20 年 5 月 27 日府会第 393 号）

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（農林水産省平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号大臣官房経理課長通知）

環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について

（環境省平成 20 年 5 月 15 日付け環企発第 080515006 号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

那須塩原市、石川県、福井県、静岡県、愛媛県、今治市

○当市も現在補助金を入れて処理場の改築更新を行っており、特に農業集落排水事業においては、人口減少による流入量の減少から施設の統廃合・合理化が喫緊の課題となっている。

当市は農業集落排水事業で4処理場があり、処理場の統廃合・合理化については同様の問題をかかえており、整備・更新から10年未満であっても補助金の返還なく財産処分ができるよう制度改正を要望する。

○本市も処理場の統廃合を進めておりますが、農集と公共下水の統廃合に係る10年未経過施設の財産処分において、補助金返還が必要だと言われ統廃合計画に支障をきたしています。

本市としては、合併により類似施設が複数あることを理由として、財産処分（報告）を行う方向で協議していましたが、合併から年月が経過している（10年経過、但しそれまで農集内の統合作業を実施。）、新市建設計画への記載が不十分等の理由で認められません。

現在の人口減少に伴う下水道使用料の減収見込みや施設の更新・改築経費の負担など、下水道事業を取り巻く環境を考えたとき、また下水道関係三省が積極的に、広域化・共同化を推進している中、弾力的かつ積極的に補助金返還の必要がない財産処分を認めるべきと考えます。

また、農集と公共の統合のように、目的は異なっても、同様の手段を以て目的の達成を図るものについては、農水省財産処分承認基準第3条別表1の無償譲渡の備考欄（補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。）に該当するものとして、補助金返還を不要とする取り扱いを希望します。

○当市の農業集落排水処理施設は、現在、広域化・共同化のための検討を開始しているところであるが、供用開始から日が浅い施設については、財産処分の際に国庫返納が必要なことをもって、広域化・共同化を断念することも一般的には考えられることから、施設のスムーズな統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資すると思われる。

○当市は県生活排水処理構想のもと、市生活排水処理基本構想に基づき農業集落排水某地区の公共下水道編入を進める予定です。当市では施設等10年経過しており編入の支障に問題ありませんが、当市と同様な施設を持つ10年経過していない他市町においても施設の統廃合・合理化を支障なく進めることは、県全体としても重要なことなので、制度改正を要望します。

○本県でも汚水処理施設の統廃合による合理化が検討されており、施設の統廃合が行われる場合、補助金や交付金による整備施設は、財産処分の事務が予想される。規制緩和により、円滑な事業の推進及び事務負担の軽減を図りたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

120

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項（事項名）

建築士審査会の委員任期の条例委任

提案団体

群馬県、茨城県、栃木県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築士審査会の委員任期について、現在は建築士法により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、条例に委任すること。

具体的な支障事例

建築士審査会委員の任期については、建築士法第 30 条第 1 項により全国一律に2年と定められている。しかし、実際には、2年を超えて再任される委員が多く、当県では過去 25 年で、27 人中 25 人が2年を超えて再任されている状況である。一方で、職員の人材不足で他業務に圧迫されているなか、短期的に改選手続が発生し、事務負担となっている。地方の実情に応じた審査会運営が可能となるよう見直しを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

委員任期を条例委任することで、地方の実情に応じた審査会運営が可能となる。

根拠法令等

建築士法第30条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

鳥取県

—

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

129

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項（事項名）

自家用有償旅客運送による貨客混載の許可基準の緩和

提案団体

鳥取県、京都府、京都市、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送について、地域公共交通会議等で協議が調った場合には、道路運送法第 78 条第 3 号に基づく許可なく少量貨物運送を実施することができることとする、自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第 78 条第 3 号に基づく許可を受ける際に必要な、地域の貨物自動車運送事業者の同意を得たこととする等自家用有償旅客運送による少量貨物有償運送の要件・手続きを緩和する。

具体的な支障事例

一般乗合旅客自動車運送事業による 350kg 未満の貨客混載は道路運送法第 82 条により許可不要として認められているが、自家用有償旅客運送による貨客混載を行う場合には、「・自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第 78 条第 3 号に基づく許可に係る取り扱いについて（国自旅第 412 号国自貨第 172 号平成 28 年 3 月 31 日）」に基づき、許可することとなっている。本通知によると、許可基準は、既存の貨物自動車事業者によっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な地域として、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がないと運輸支局長が認める地域に限るものとし、運輸支局長が、国土交通省自動車局との協議の上、当該地域の物流網の状況、住民の貨物輸送に係るニーズ等について、必要に応じて当該地域の住民、地方公共団体、業界団体その他の関係者から意見を聴取し、判断することとなっている。

現在、鳥取県日野郡日野町において、バス事業の生産性向上のため日野町営バスを活用した貨客混載の実施を検討しているが、実施に当たっては、鳥取運輸支局から地域の総意が求められていることから、当該地域の貨物自動車運送事業者である日野郡内 34 社（一般貨物自動車運送事業 13 社、軽貨物自動車運送事業 21 社）それぞれから支障がないかについて確認する必要がある、当該事業がなかなか進まない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方自治体等が運営している乗合バスは、高齢者の重要な移動手段となっているが、赤字により存続が困難となっており、貨客混載による新たな収益の確保により、当該路線の維持・存続に繋がる。

根拠法令等

・道路運送法
・自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第 78 条第 3 号に基づく許可に係る取り扱いについて（国自旅第 412 号国自貨第 172 号平成 28 年 3 月 31 日）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

愛媛県

○路線バスは、350 キロ以下の少量貨物を許可なしで運搬できることから、自家用有償旅客運送を担う自治体からは、許可なしでの農産物といった少量貨物輸送といった規制緩和を求めている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

143

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項（事項名）

法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し

提案団体

鳥取県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し

具体的な支障事例

国交省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査（基幹統計調査）」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

本調査については、統計法第 16 条及び統計法施行令第 4 条に基づき、以下の区分で事務を行うこととされている。

〔都道府県〕

活動が都道府県内にとどまる「会社以外の法人」の名簿整備、督促（2 回目・3 回目）、調査票の回収・受付（形式審査）、データ入力

〔国土交通省〕

活動が全国展開している「会社以外の法人」及び「会社法人」の名簿整備、その他都道府県が実施する業務以外の業務

【支障事例】

（1）都道府県への法定受託事務としている理由、必要性がなく、経費及び事務手続の面で非効率である。

（2）国から都道府県への委託費について、十分な予算が確保されていない。

（3）調査内で国と都道府県で事務分担が分かれており、回答する法人には分かりにくいと思われる。

【上記の具体例】

（1）国側が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、当県では、この作業専属の非常勤職員を昨年度雇用したが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦慮した。

（2）この調査に必要な職員の作業手間経費や説明会の旅費等どうしても必要となる経費もあるが、それらを都道府県で負担することがある。

（3）督促について、1 回目を国交省が、2 回目以降を都道府県実施となっているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくく混乱を招く恐れが高い。

根拠法令等

統計法第 16 条及び統計法施行令第 4 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、青森県、福島県、埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、愛知県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県、熊本県、大分県、九州地方知事会

○法人の種類によって、調査票の受付・審査が国と都道府県に分かれていることから、国と都道府県、特に都道府県に事務が発生しているが、国が一括して調査をすれば、都道府県への説明、委託契約、都道府県からの照会に対する回答、都道府県が実施する事務等々を省略することができ、業務の効率化が図れる。

国が一括して調査をすることで、特段の支障がなければ、国で一括して調査し、業務の効率化を図るべきである。

当団体の場合、封筒の宛先が当団体となっていることから、専任の事務担当者が居ない小規模の宗教法人から様々な質問が当団体に寄せられるが、国へ改めて質問していただくか、当団体から国へ確認した上で回答するなど二度手間が発生する。

○都道府県事務は、事前調査（都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備）のみに限定し、本調査業務は国で一括して行うべきと考える。

【効果】事務手続きおよび経費の効率化

【支障事例】

5年に1度実施される調査であり、県では当該調査に係る人員を調査年度に限って確保することは現実的でなく、調査担当職員の業務負担が大きいく（県の本来業務に支障が生じかねない）

調査を受ける法人からの問い合わせ対応は国が行う予定であるが、調査票の提出先は県であり、また調査票の審査は県から再委託を行う民間事業者であるため、調査対象法人は問い合わせ先が分かりにくく混乱を招く恐れがある。

国が一括して実施する場合に比べ、経費及び事務手続きが非効率である。例えば、調査票は国交省が発送→調査対象法人→県→再委託先（民間事業者）→国交省という流れで送付されるが、都度送料がかかるため経費のムダが生じる。

国から県への委託費について、十分な予算が確保されていない。H30年度調査では、国の各都道府県への予算の配分調整に時間がかかり委託費の確定が遅くなったため、県から民間事業者への委託内容の仕様検討も遅れた。

○国は「会社法人」の調査を外部委託しており、都道府県に委託している「会社以外の法人」も含めて一括で外部委託すれば、事務の効率化及び経費節減を図ることができる。

当県では、業務遂行のため、非常勤職員を雇用して対応しているが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦労するなど体制及び作業環境整備の負担が大きくなってきている。

「会社以外の法人」だけ都道府県に割り当てられたり、調査票の受付整理や未提出法人への督促等だけ都道府県が実施したりする合理的な理由が見当たらない。

調査方法について、国が調査票を送送するが、受け付けは都道府県となり、調査票未提出法人に対する督促の1回目は国が実施するが、2回目以降は都道府県が実施するなど、調査を受ける法人にとって調査実施主体がわかりにくいシステムとなっており、混乱やトラブルを招く恐れがある。

○【支障事例】

（1）都道府県への法定受託事務としている理由、必要性がなく、経費及び事務手続の面で非効率である。

（2）国から都道府県への委託費について、再委託が認められているものの十分な予算が確保されていないため再委託を断念した。

（3）調査内で国と都道府県で事務分担が分かれており、回答する法人には分かりにくいと思われる。

【上記の具体例】

（1）国側が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、臨時職員を雇用する場合、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦慮する場合がある。

（2）再委託する委託費の予算不足により自前で事務処理することにより職員負担が増加している。

（3）督促について、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県実施となっているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくく混乱を招く恐れが高い。

○【支障事例】

（1）国から通知のあった委託費では当県は外部に再委託できないため、臨時職員を雇用する予定である。このため、委託費には含まれない、県で作業する面接事務や会場設営などの事務作業が追加で発生している。

○国と都道府県で役割分担して実施することから、調査を受ける法人にとって実施主体が分かりづらい。

【具体例】

法人に調査票送付するのは県、問い合わせは国となっている。また、督促について、葉書督促を国で、封書・電

話督促を県がやることになりわかりづらく(封書等の返送先は県)、混乱、トラブルを招く恐れがある。
非効率な事務となっている。

【具体例】

国でも本調査を民間にも委託し、都道府県も再委託で民間に委託可となっていることを考えると、国で一括して民間に委託した方が効率的ではないか。(都道府県が介在する効果が分からない)

○御提案の内容と同様に、5年に1度の統計調査のため国から委託される当該事務は、事務量が膨大であり、限られた職員での対応が困難であるため、民間事業者へ再委託することになるが、国からの予算も限られていることから、受託事業者を見つけることが困難な状況である。また、各都道府県においては、入札や契約、調査票の受付、国や業者との連絡調整に苦慮するなど、非効率な状況があることから、国が一括して外部委託することにより都道府県の事務負担を軽減するよう法定受託事務を見直すこと。

○本調査事務については、一部は国が民間委託を行い、一部は都道府県が民間委託を行っており、事務手続き上非効率が生じている。

法人名簿整備については、法人番号制度の導入により国税庁が一般公開している法人データを国交省が直接活用すれば足り、都道府県は不要な確認作業を行っている。特に社会福祉法人については、大半は市町村が所管しており、名簿作成を都道府県で行う具体的なメリットがない。

○国からの委託料が十分に確保されておらず、業務に支障をきたす恐れがある。

入札業務等事務量が多く、国において一括して外部委託をおこなうほうが効率的である。

○各都道府県においては、再委託する場合も、非常勤職員を雇用する場合も、業者や人材を確保するのに苦慮しているため、本調査は国が一括して外部委託を行えば、全都道府県の事務を省略でき効率的である。

○都道府県への法定受託事務としている明瞭な理由及び必要性が見出せず、経費及び事務手続の面で非効率である。

調査手法で国と都道府県で事務分担(例:1回目の督促の実施は国で2回目県)が分かれており、回答する法人には分かりにくい。

当該調査が5年に1回の頻度であることから、その事務実施だけのための人員確保が困難な状況になっており、事務の再委託が認められているとは言え、その業務のために必要な準備、手配、入札、進行管理運営等を行う職員の負担が重くのしかかっている。加えて、国は本調査業務そのものを民間委託しており、県が分担する事務は当該調査業務の一部分であることから、国と都道府県でそれぞれ民間委託している現状は非効率である。

調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県か分かりにくく、混乱やトラブルを招く恐れがある。

○本県では、本調査専属の非常勤職員を雇用し、業務を実施しているが、人員確保や情報流出防止に留意した作業場所の確保等に苦慮している。また、国からの予算措置が十分ではなく、委託の実施は困難となっている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

153

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項（事項名）

公共土木施設災害復旧事業における設計変更に当たり、主務大臣との協議を要しない「軽微な変更」の範囲拡大

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

公共土木施設災害復旧事業において、事業費決定の基礎となる設計を変更する場合、主務大臣に協議し、同意を得る必要があるが、一定の要件を満たす場合は「軽微な変更」と見なされ協議が不要になる。
当該要件は、「事業費の変更額が当初査定額の3割以内で、かつ、1,000 万円以下」とされている。
このうち、「1,000 万円以下」の金額要件を緩和すること。

具体的な支障事例

【制度概要】

道路や砂防設備、河川など公共土木施設に関する災害復旧事業で地方公共団体が施行するものについて、国はその事業費の一部を負担する。

国に国庫負担を申請するときは災害復旧事業の設計書を添付して主務大臣に申請しなければならない。また、設計の変更があるときは、「軽微な変更」を除き、あらかじめ主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

なお「軽微な変更」とは、事業費の変更額が当初査定額の3割以内で、かつ、1,000 万円以下のもので、誤測等の訂正に係る変更や、仮設工の変更など工法に変更がないもの等を指す。

【支障事例】

事業費が高額になる工事においては、事業費がわずかに1～2%変動しただけで変更額が1,000 万円以上となる。そのため、河川護岸（ブロック積工）の復旧延長の延伸という単純な工法であっても、事業費が高額になる場合は、変更協議が必要になる。

また、変更協議にあたっては22 種類の様式、合計30～40 枚程度の資料を添付する必要があるため地方自治体に著しい負担が生じるほか、国協議等に約3ヶ月※を要するため着工が遅れる。

※県（本庁所管課）と申請者（県（建設事務所）、市町村）の事前協議：1 か月

国（本省）と県（本庁所管課）の協議：2 か月

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治体担当者が膨大な変更協議資料を作る労力、費用（超過勤務手当）が縮減できるほか、迅速に災害復旧工事を実施できる。

根拠法令等

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条、第7条
- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第6条、第7条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、福島県、栃木県、愛知県、鳥取県、廿日市市、山口県、熊本市、大分県

○熊本地震では、これまでの災害に比して復旧事業費が高額となる事案が多く、提案事例と同様のケースが生じた。

また、本市が中央官庁に対し遠隔地に存在していることもあり、協議のために赴く時間や費用も少なからず負担となっており、メール等を用いた事前打合せを可能とするすることで、適時、相談の頻度を高め、協議の円滑化に繋げることができるのではないかと考える。

○本県においても長野県と同様に事業費が高額となる工事においては、1,000 万円以上の変更が頻発し、変更協議による事務量の増や工事着手の遅延等により、被災施設の早期復旧の支障となる。

一方、東日本大震災等で被災した公共土木施設に関する災害復旧事業においては、「軽微な変更」となる工事費の増減範囲が決定工事費の3割以内で、かつ、5,000 万円以下に拡大されており、この有効性を確認しているところである。

このため、この金額要件緩和の対象事業範囲を拡大することが被災施設の早期復旧に有効であると考えている。

○大規模災害時などにおいては、復旧工事も数多くなり、上限金額が緩和されることにより、自治体担当者の変更協議資料を作る労力、費用（超過勤務手当）が縮減できるほか、迅速に災害復旧工事を実施できる。

○本県において現段階では支障はないが、南海トラフ地震が懸念されており、大規模地震時の事務量の低減は大きな課題である。現在、大規模災害時の査定方針では、査定時の効率化を進めていただいており、同様に実施時の効率化もご検討いただきたい。

○本県では、平成 27 年9月関東東北豪雨による公共土木施設被害数が県、市町において 596 箇所へのぼり、うち 31 箇所において設計変更を実施した。

設計変更した 31 箇所の内、1,000 万円を超える工事費の増減が理由で実施したものが7箇所(2割程度)であった。

金額要件の緩和が実施されれば、事務負担の軽減等が図られる。

○「軽微な変更」として扱われる“工事の程度に変化が無い”わずかな変更の場合でも高額な事業費の場合は変更額が 1,000 万円以上となる。

国との協議に時間を要すること、協議が調うまでは変更部分の工事着手が認められないこと等は被災箇所の早期復旧の観点からも好ましく無い。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

159

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項（事項名）

道路法施行令第 38 条による不用物件の管理期間の運用弾力化

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

すでに道路としての機能・形態を失っている里道（市道認定有）で、道路を構成する敷地等が供用廃止又は区域変更により不用となった場合の管理期間について、

- ・沿道住民等の利害関係者に対して廃道の同意取得が完了している場合
- ・売却等の処分方針が明確になっている場合

は、地方公共団体の判断で管理期間を設けないこととできるようにしてほしい。

具体的な支障事例

【現状】

本市では、里道も市道として認定しているが、過去に田畑等へ至る道路（車両通行可能な幅員は無い）として機能していたものの、開発や区画整理、道路整備事業により車両の通行が可能な別の道路ができたため誰も通行しなくなり、道路としての機能・形態がなくなったような里道が存在する。

こうした里道について払下げの要望があった場合、当該里道が不用道路敷と考えられ、他の行政目的でも使用する予定がない場合には、沿道住民等利害関係者の廃道の同意取得を条件に払下げが可能な旨を回答している。その後、廃道の同意取得が確認できた後に市議会で廃道の議決を経て告示を行い、告示から2ヶ月間の管理期間（道路法施行令第 38 条）経過後に払下げを行っている。

【支障事例】

この管理期間があるために、土地の有効活用にかかる時間が長くなり、事業者の負担が増え、土地活用や経済活動の妨げになっている。

このため、すでに道路としての機能・形態を失っている里道で、沿道住民等利害関係者に対して廃道の同意取得が完了しており、売却等の処分方針が明確になっている場合については、地方公共団体の判断で管理期間を設けないこととできるよう求める。

なお、実務上は沿道住民等を含め廃道に向けての調整が完了してから市議会で廃道の議決、告示を行っていること、すでに道路としての機能・形態を失っており一般通行人の便益を考慮する必要性が乏しいことを鑑みれば、管理期間の必要性は乏しいと考えられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

道路として不用となった土地の早期有効活用（民間への払下げの促進）を促すことができ、民間による土地活用の活性化（経済活性化、人口増対策）に繋がる。

根拠法令等

道路法第 92 条第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

桶川市、川崎市、海老名市、名古屋市、城陽市、出雲市、熊本市

○本市においても、自動車通行ができないほど幅員が狭い市道も多いため、年間1、2件程度、市道の用途廃止申請が提出されている。

通常の用途廃止申請では、払い下げまでの期間が2、3ヵ月ほどであるが、市道の用途廃止申請では、議会提案の上、廃道管理期間の2ヵ月間があるため、払い下げまで半年以上経過することがほとんどである。

申請者にとって大きな負担となっている現状であるが、路線によっては廃道期間を設けなくても交通にほとんど影響を与えない場所も多い。

○都市計画法に基づく開発行為の際に、所有権が開発業者に無ければ、開発申請を受け付けないため、市有地の売買が速やかに完了し、所有権が開発業者に移れば、申請が早まり、土地の有効活用が早期に行われ、時期によっては市の財源にも寄与する。

○特に支障は生じていないが、本提案は民有地側の土地の有効活用の観点からは有効であるとともに、事務処理の効率化にもつながると考える。

○本市では、道路として機能形態を失っている市道が市内各所で存在しており、そのなかには、民有地の敷地の一部として一体利用されている市道も散見される。

こうした市道については、売払い要望があった場合、当該市道が不要道路敷と考えられ、他の行政目的で使用する予定がない場合、地権者等利害関係者の廃道の同意取得を条件に売払いが可能な旨を回答している。その後、廃道の同意取得を確認後、市議会にて当該市道廃道の議決を経て告示を行い、告示後2ヶ月間の管理期間（道路法施行令第38条）経過後、売払いを行っている。

2ヶ月という管理期間があることにより、土地の有効活用にかかる時間が長くなり、地権者等からたびたび苦情をいただくケースがあり、稀に管理期間中に地権者の心情変化により売払いが無くなるケースもある。

実務上は、沿道住民等を含め廃道に向けての調整が完了してから市議会へ廃道の議決、告示を行っていること、既に道路としての機能形態を失っており一般通行人の便益を考慮する必要性が乏しいことを鑑みれば、管理期間の必要性は無意味と考えられる。

○JRの高速化・複線化第二期事業において、通行に支障のない範囲で市道の一部を西日本旅客鉄道株式会社に譲渡したが、2ヶ月間の管理期間のために、工事に着手出来ないこととなっている。

国・自治体の補助をとまう公共性の高い事業で、かつ、通行に支障がない範囲での供用廃止についても、道路管理者の判断で管理期間を設けないことができることとされたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

185

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項（事項名）

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の手続きの見直し

提案団体

岐阜県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

生活交通確保維持改善計画の認定の手続きを計画期間開始前に行う等、事務手続きの適正化を図る。

具体的な支障事例

【現状】

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の交付は、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会において、地域の特性・実情に応じた最適な移動手段の提供などの取組等を内容とする「生活交通確保維持改善計画」策定を必要としている。

国は、計画認定の申請を受け、補助対象期間（10月1日～9月30日）前に計画を認定し、補助対象期間経過後、交通事業者から計画記載額を上限とした補助金交付申請を受け、交付決定を行うものとされている。

【支障事例】

計画の認定は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第10条1項において、補助対象期間の開始前に認定を行い、都道府県協議会等に通知するものと定められている。しかし、平成28年度分（H27.10.1～H28.9.30）は平成28年3月下旬、平成29年度分（H28.10.1～H29.9.30）は平成29年6月下旬、平成30年度分（H29.10.1～H30.9.30）は5月23日時点で認定前と、補助対象期間前の計画認定がなされていない。

また、県が構成員であり、事務局となっている協議会としては、事業開始後、計画認定の遅延により、認定通知されないうちに計画変更事案が発生することが多く、認定されることを前提とした協議会運営を余儀なくされるとともに、国からは書類の一部を空欄での提出を指示されるなど、適正な手続きができない状況にある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

計画認定手続きが早期化され、事業開始前に認定されることにより、交通事業者において計画に基づく事業としての運行ができ、協議会が策定した計画の実効性が確保されるようになる。

また、協議会の運営に関し、計画変更等についての適正な協議、手続きができるようになる。

根拠法令等

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第4条・第5条・第8条・第9条・第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、千葉県、岡山県、愛媛県

○本県においても、認定の通知がないまま補助対象期間に突入しており、本来であれば補助事業対象期間に入る前に運行业者に対し県から通知をしなければならないが、国に引きずられる形で県も遑りで通知をせねばならない。

○本県においても、事業開始後、計画認定の遅延により、認定通知されないうちに計画変更事案が発生する事例が生じている。認定されることを前提とした協議会運営や国から認定番号をメールや口頭にて確認するという対応をとっているところ。

○遑及の事務処理が常態化しており、不適切な事務管理とならざるを得ないことから、早期手続きを望む。

○平成 30 年度から計画策定後の内定通知がなくなったことから、毎年度計画を策定する意義が薄れている。

バス事業者の経営不安解消のため、計画開始前の認定及び内定制度の復活をお願いしたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号 190 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土地利用（農地除く）

提案事項（事項名）

都市計画に係る都道府県知事の同意・協議が不要となる軽易な変更の範囲の見直し

提案団体

福井県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画で引用している法令が改正されたことによる条項ずれ等による形式上の都市計画の変更について軽易な変更として都道府県知事との同意・協議を不要とすることができるよう軽易な変更の範囲を見直すこと。

具体的な支障事例

地区計画などの市町村が定める都市計画において建築基準法等の法令の条項を引用しているが、法令改正によって条項ずれが生じた際、その都道府県市町村が都市計画を変更している。実態の変更が伴わないような単に条項がずれただけのみの形式的な修正であるにもかかわらず、都市計画法施行令第 14 条第 3 号に規定される軽易な変更には該当しないため、当該変更にあたって都道府県知事との協議を行わざるを得ず、都道府県と市町村で協議手続の負担が発生している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

形式上の都市計画の変更について軽易な変更として都道府県知事の同意・協議を不要とすることで、都道府県の関与が減り市町村の都市計画決定手続が速やかに実施できるようになり、都道府県及び市町村の双方において事務負担の軽減、行政運営の効率化が図られる。

根拠法令等

都市計画法 21 条 2 項 括弧書き、都市計画法施行令 14 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川越市、石川県、田原市、城陽市、兵庫県、鳥取県、下関市、徳島市、高松市、福岡県、筑後市、志免町、大分県

○当市においても地区計画の用途制限などにおいて建築基準法、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の条項を引用しており、法改正に伴う条項ずれ等による都市計画の変更が生じる可能性がある。
○市町村が定める地区計画において建築基準法の条項を引用しているが、建築基準法の改正により別表第二に条項ずれが生じたため、これに併せ、地区計画を都市計画変更している。
実態の変更が伴わないような単に条項がずれただけのみの形式的な修正であるにもかかわらず、都市計画法施行令第 14 条に規定される軽易な変更には該当しないため、当該変更にあたって、手続の負担が発生している。
このような変更については、軽易な変更となるよう、政令を変更し、手続を簡素化できるよう、見直していただきたい。

○建築基準法等の法改正に伴う単なる条項ずれに対応するための形式的な都市計画変更においても、縦覧手続きの実施等の手続的負担が市町村にも生じているので、「軽易な変更」の範囲を見直す必要性がある。

○市が定める地区計画において建築基準法及び旅館業法の条項を引用しているが、法改正による条項ずれに伴い、都市計画の変更が必要となっている。

実態の変更が伴わない形式的な変更だが、都市計画法施行令第14条第3号に規定する軽易な変更該当しないことから、当該変更にあたり県知事との協議を行う必要があるため、県と市で協議手続の負担が発生している。

○本市でも、市街地再開発事業において建築基準法の条項を引用している。

○本町の地区計画においても、建築基準法の条項を引用している箇所があり、今後支障が生じる恐れがある。

○本県においても、提案県と同様の事例が生じており、事務手続きの負担軽減、効率化のため、軽易な変更の範囲の見直しをしてほしい。

○当市でも同様に、実態の変更が伴わない条項ずれの形式的な修正であるにも関わらず、都市計画法施行令第14条第3号に規定される軽易な変更該当しないため、市都市計画審議会を開催し、変更にあたり県知事と複数回協議を行わざるを得ず、都市計画審議会の開催手続きや県と市で行う協議手続事務に対するいらぬ負担感を生じている。

こういった形式的な修正については、軽易な変更にあたるものとして知事の同意や協議を不要とすることで、市の都市計画決定手続が速やかに実施できるようになり、市及び県の双方にとって事務負担の軽減、行政運営の効率化が図られものと考えます。

○地区計画などの市町村が定める都市計画において建築基準法等の法令の条項を引用しているが、法令改正によって条項ずれが生じた際、その都度市町村が都市計画を変更している。実態の変更が伴わないような単に条項がずれたのみの形式的な修正であるにも関わらず、都市計画法施行令第14条第3号に規定される軽易な変更該当しないため、当該変更にあたって都道府県知事との協議を行わざるを得ず、都道府県と市町村で協議手続の負担が発生している。

○地区計画で定めている建築基準法の引用部分において、法改正による条項ずれが生じると、地区計画の変更手続きを行う必要があり、県との協議等、各種手続きが生じている。提案の地方公共団体の支障事例と同様に、実態の変更が伴わず、単に条項ずれの形式的な修正であるため、事務の効率化が図るためにも、協議事項の範囲について見直しを求めたい。

○本市においても、建築基準法の改正による条項ずれにより、地区計画の変更手続きが必要となっており、地区計画区域内の地権者同意が必要となるなど、事務手続きに時間を要することとなっている。

軽易な変更とし都道府県知事の同意・協議を不要とすることで、速やかな都市計画手続き及び事務負担の軽減を図る必要がある。

○本県においてこれまで同様の支障事例はないが、条項ずれ等による都市計画の変更は都市計画に定められている内容を何ら変更する性質のものではなく、当該変更による都道府県知事との同意協議は形式上のものとなる(内容に変更が無いため審査すべき箇所がない)ことから、制度改正の必要性はあるものとする。

○提案のとおり、制限の内容に実質的な変更がない場合は、法的に協議不要とされたい。

○地区計画等に定める建築物等の用途の制限において、建築基準法と整合を図った表現としているが、法令改正によって表現の整理等が行われ、実態的な変更が伴わない形式的な修正である場合においても、都市計画法施行令第14条第1号に規定される軽易な変更該当しないため、当該変更にあたって縦覧手続きが必要となる。実態的な変更を伴わない都市計画変更手続きについて、迅速で効率的な行政運営に向けた見直しを求める。

○条項ずれの改正など直接的に不都合が発生するものでもなく形式的な手続きのみの場合においても、都市計画法施行令第14条第3号に規定される軽易な変更該当しない場合は、公告縦覧、都市計画審議会及び都道府県知事との協議等の必要がある。

このような議論の余地が無く審議の必要性が低い変更であっても、都市計画審議会委員への負担及び一連の事務が発生するため、軽易な変更の範囲見直しをお願いしたい。

○平成30年4月1日施行の建築基準法改正による別表第2の項ずれを受け、県内の多くの地区計画において、項ずれに追随するための都市計画変更を行ったが、その全てで知事協議を要したため、県及び県内市町において煩雑な作業が発生した。

○引用法令の条項ずれによる軽易な変更においても、協議や同意が必要となり、都道府県・市町村双方に手続の負担が生じている。

○当県においても全く同様の事例が生じており、県と市町村双方の事務負担となっていることから、提案のとおり改善されることが望ましい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

203

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項（事項名）

公営住宅法第 34 条に規定されている収入調査手法の拡大

提案団体

掛川市、島田市、藤枝市、伊豆市、菊川市、牧之原市

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

収入申告の真偽を調査・確認できる手だてについて、収入申告等の適切な手続きを怠った退去済み滞納者に対しても課税台帳の閲覧等を可能とする等、調査・確認手法を拡大すること。

具体的な支障事例

本市では、収入申告を行わない入居者に対しては、申告を行うよう丁寧に連絡・催告を行っているところであるが、中には再三連絡・催告を行ったにもかかわらず、収入状況申告を怠り、公営住宅法上の規定により近傍同種家賃を以て家賃を決定せざるを得ない者もいる。
また、その中には3か月以上家賃を滞納し、明渡請求を経て退去に至る者もあり、そういった者には家賃を滞納した状態で遠方へ転居するケースもある。
このようなケースにおいては、転居先が判明していても、第 34 条の規定による調査が行えないため、現在の収入状況が把握できない。滞納整理を進めるに当たり、遠方への調査等に係る費用（旅費や民事執行に係る手続）と滞納整理による回収額の目途が立たないことから、費用対効果の見通しが立たず、滞納整理業務の効率的な遂行に支障を来している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

調査結果に基づき、当該債権を徴収するか放棄するかが分類でき、相手方の生活状況に合った債権管理業務が執行できる。このことで滞納額の圧縮が見込め、債権が適正に管理されると同時に、生活困窮者には生活再建のために必要な措置を講じることが可能となる。
また、無益な法的措置を防ぐことで、自治体は法的措置に係る費用を効果的に執行でき、かつ業務効率化を図ることができる。

根拠法令等

公営住宅法第 34 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、静岡県、神戸市、尼崎市

○当市において、退去後に滞納がある事案について、収入申告が未提出の者について、現在の収入状況が把握できない状況である。また、収入申告が未提出の者は就労先等も不明であるため、債権差押の手続き等、滞

納整理業務において支障が生じている。収入申告等の適切な手続きを怠った退去済み滞納者に対しても課税台帳の閲覧等を可能とする等、調査・確認手法を拡大することができれば、債権回収率向上に資することができる。

○本市においても、家賃を滞納し遠方へ転居するケースがある。市営住宅入居者については低所得者向けの住宅となっていることから債権回収の見通しを立てるためにも収入状況の把握が必要となる。

○本市においては、公営住宅法第34条の適用範囲について明確な基準が示されておらず、提案市と同様の支障が生じており、退去者についても調査権限が生じれば、徴収実務として有益であると考えられる。

○本市においても、滞納された住宅家賃の回収に苦慮しており、仮に本提案のとおり、債権回収業務においても課税台帳等を参照することができれば、より効果的・効率的な滞納整理を行うことができると考えている。

○公営住宅法において、入居者に対する収入状況の報告の請求等の定めがあるが、退去滞納者に対する調査権までは明記されていない。公営住宅における退去滞納者に対する債権回収は、懸案事項であり、その債権確保のための調査権の付与について検討をいただきたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

204

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項（事項名）

限定特定行政庁に置くことができる建築主事の資格要件の緩和

提案団体

掛川市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法第 97 条の 2 により限定特定行政庁が置くことができる建築主事となる場合に限り、二級建築士試験に合格した者であっても建築基準適合判定資格者検定を受験することを可能とすることで、限定特定行政庁に置くことができる建築主事の資格要件を緩和するよう求める。

具体的な支障事例

本市は、建築基準法第 97 条の 2 により建築主事を置き、限定特定行政庁として、長期優良住宅建築等計画と連動した長期優良住宅又は省エネ住宅等の良質な認定住宅の促進、並びに立地適正化計画と連動した居住誘導によるコンパクトシティの推進などの施策展開を実施しているとともに、住民に身近な違反建築物の指導・建築相談を実施しており、都道府県が行う場合と比較して短期間で迅速な対応を行うなど、住民にとって身近な建築行政を実現を図っている。

しかし、本市には一級建築士資格を保有し、かつ建築基準適合判定資格者である者が 4 名しかおらず、いずれも中高年の職員で、かつ 2 名が外局の建築関係業務に従事しているため、建築主事として任命されているのは 2 名のみで、今後の存続が危ぶまれる状況にある。

地方では一級建築士資格を要する物件も限定的で建築士の絶対数も少ないため安定的な職員採用は困難であり、仮に二級建築士を採用できても一級建築士と建築主事試験合格までの育成には相応の時間を要する。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

今後、限定特定行政庁として存続が困難となると、地域の特性に沿ったまちづくり及び住民に身近な建築行政の実現の支障となり、特に、今後、民泊の規制緩和に伴い、全国的に建築相談等が増大することが見込まれる。限定特定行政庁及びその行政庁が置く建築主事の権限の範囲は、二級建築士の業務の範疇であることも鑑み、建築行政の安全性が損なわれない範囲内で、限定特定行政庁に置くことができる建築主事の資格要件の緩和することで、建築主事の安定的な確保を図り、身近な建築行政は身近な市町村で対応できる体制を整備・促進し、建築行政の効率的かつ地域に即した執行が可能となる。

根拠法令等

建築基準法第 5 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

須賀川市、みどり市、松浦市

○本市においても、建築基準法第 97 条の 2 により建築主事を置き、限定特定行政庁として建築行政を行っているところであります。

しかしながら、建築基準適合判定資格者である者は 3 名しかおらず、提案団体と同様人材育成に苦慮しています。

○本市においても、同様の問題が発生しており、建築主事の確保には苦慮している状況にある（現在、建築主事 1 名で対応）。また、現在の建築適合判定資格者検定の試験内容に関しても、建築主事の総合に関する試験内容であり、一部限定的な業務を行う限定特定行政庁の職員においては、実務と乖離した試験内容であることも、資格確保の妨げになっているように思われる。以上のことから、今回の受検資格要件の緩和に限らず、限定特定行政庁の建築主事の業務内容に即した建築適合判定資格者検定試験および資格（限定建築主事資格等）を創設することで、限定特定行政庁の業務内容に沿った建築主事（限定建築主事）を配置し、これをもって建築主事の安定的な確保を図り、身近な建築行政は身近な市町村で対応できる体制を整備・促進し、建築行政の効率的かつ地域に即した執行が可能となると考える。

○本市も限定特定行政庁であるが、一級建築士資格を保有し、かつ建築基準適合判定資格者である者は 2 名しかおらず、建築主事として任命されているのは 2 名のみであり、今後の存続が危ぶまれる状況にある。2 級建築士資格者に対象を拡大することで、限定特定行政庁の存続の危機が回避される可能性が生まれる。またそれにより若手職員の動機づけが得られ、適切な建築行政が実施できる。

○本市では、平成 28 年 10 月より建築基準法第 97 条の 2 により建築主事を置き、限定特定行政庁を開設した。開設するにあたり、職員に建築基準適合判定資格者が居なかったため、外部から資格者 2 名を任期付職員として採用を行った。現在は、建築主事 3 名（うち任期付職員 2 名）、1 級建築士 1 名の計 4 名の組織体制であるが、数年のうちに任期付職員の任期切れとなる。限定特定行政庁の開設以来、毎年建築基準適合判定資格者又は 1 級建築士の職員募集を行っているが、採用するに至っていない。指定確認検査機関や建設業者との技術者採用の競合もあり、地方公共団体において安定的な採用は困難である。

○緩和を限定特定行政庁職員に限定するのか等課題は多いと思われるが、年々 1 級建築士の取得が困難になっているなかで、県内の限定特定行政庁（10 市）が、資格者の維持について苦慮していることは承知している。個々の限定特定行政庁の判断によるが、要件緩和により安定的な執行が可能になるのであれば、県として妨げるものではないと考える。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

225

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項（事項名）

法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し

提案団体

栃木県、福島県、群馬県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

国交省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査（基幹統計調査）」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。

具体的な支障事例

本調査については、都道府県への法定受託事務としているが、経費及び事務手続の面で非効率である。

（具体例）

- ・都道府県は、国の説明会に出席し、都道府県が行う事務の説明を国から受け、その内容を業者に再委託することになる。
- ・調査方法の疑問等、県委託業者から受けた質問について、県は国に対応の確認をしており、国の指示がないと調査が進行しない。
- ・都道府県、国においてそれぞれが、外部委託を行っているが、国が一括で外部委託を行えば、これらの事務が省略でき効率的である。
- ・調査票未提出法人に対する督促について、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県が実施することとなっているが、調査を受ける法人にとって、調査の実施主体がわかりにくい。

（都道府県業務）

都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備、宛先不明法人の住所等の調査、調査票の受付整理（システム入力）等

（国土交通省業務）

会社法人、全国規模の会社法人以外の法人の名簿整備、調査票の発送等

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

調査実施に係る行政コストの効率化、調査対象法人からの問合せに素早く対応される等の国民利便性の向上等が図られる。

根拠法令等

統計法第16条

統計法施行令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、青森県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、愛知県、京都府、兵庫県、岡山県、鳥取県、高知県、熊本県、大分県、九州地方知事会

○法人の種類によって、調査票の受付・審査が国と都道府県に分かれていることから、国と都道府県、特に都道府県に事務が発生しているが、国が一括して調査をすれば、都道府県への説明、委託契約、都道府県からの照会に対する回答、都道府県が実施する事務等々を省略することができ、業務の効率化が図れる。

国が一括して調査をすることで、特段の支障がなければ、国で一括して調査し、業務の効率化を図るべきである。

当団体の場合、封筒の宛先が当団体となっていることから、専任の事務担当者が居ない小規模の宗教法人から様々な質問が当団体に寄せられるが、国へ改めて質問していただくか、当団体から国へ確認した上で回答するなど二度手間が発生する。

○都道府県事務は、事前調査（都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備）のみに限定し、本調査業務は国で一括して行うべきと考える。

【効果】事務手続きおよび経費の効率化

【支障事例】

5年に1度実施される調査であり、県では当該調査に係る人員を調査年度に限って確保することは現実的でなく、調査担当職員の業務負担が大きいく（県の本来業務に支障が生じかねない）

調査を受ける法人からの問い合わせ対応は国が行う予定であるが、調査票の提出先は県であり、また調査票の審査は県から再委託を行う民間事業者であるため、調査対象法人は問い合わせ先が分かりにくく混乱を招く恐れがある。

国が一括して実施する場合に比べ、経費及び事務手続きが非効率である。例えば、調査票は国交省が発送→調査対象法人→県→再委託先（民間事業者）→国交省という流れで送付されるが、都度送料がかかるため経費のムダが生じる。

国から県への委託費について、十分な予算が確保されていない。H30年度調査では、国の各都道府県への予算の配分調整に時間がかかり委託費の確定が遅くなったため、県から民間事業者への委託内容の仕様検討も遅れた。

○国は「会社法人」の調査を外部委託しており、都道府県に委託している「会社以外の法人」も含めて一括で外部委託すれば、事務の効率化及び経費節減を図ることができる。

当県では、業務遂行のため、非常勤職員を雇用して対応しているが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦労するなど体制及び作業環境整備の負担が大きくなってきている。

「会社以外の法人」だけ都道府県に割り当てられたり、調査票の受付整理や未提出法人への督促等だけ都道府県が実施したりする合理的な理由が見当たらない。

調査方法について、国が調査票を送送するが、受け付けは都道府県となり、調査票未提出法人に対する督促の1回目は国が実施するが、2回目以降は都道府県が実施するなど、調査を受ける法人にとって調査実施主体がわかりにくいシステムとなっており、混乱やトラブルを招く恐れがある。

○【支障事例】

（1）都道府県への法定受託事務としている理由、必要性がなく、経費及び事務手続の面で非効率である。

（2）国から都道府県への委託費について、再委託が認められているものの十分な予算が確保されていないため再委託を断念した。

（3）調査内で国と都道府県で事務分担が分かれており、回答する法人には分かりにくいと思われる。

【上記の具体例】

（1）国側が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、臨時職員を雇用する場合、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦慮する場合がある。

（2）再委託する委託費の予算不足により自前で事務処理することにより職員負担が増加している。

（3）督促について、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県実施となっているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくく混乱を招く恐れが高い。

○国と都道府県で役割分担して実施することから、調査を受ける法人にとって実施主体が分かりづらい。

【具体例】

法人に調査票送付するのは県、問い合わせは国となっている。また、督促について、葉書督促を国で、封書・電話督促を県がやることになりわかりづらく（封書等の返送先は県）、混乱、トラブルを招く恐れがある。

非効率な事務となっている。

【具体例】

国でも本調査を民間にも委託し、都道府県も再委託で民間に委託可となっていることを考えると、国で一括して民間に委託した方が効率的ではないか。（都道府県が介在する効果が分からない）

○本県においても提案自治体と同様の支障事例が発生しており、解消するためには制度改正の必要性がある。

○本調査事務については、一部は国が民間委託を行い、一部は都道府県が民間委託を行っており、事務手続き上非効率が生じている。

法人名簿整備については、法人番号制度の導入により国税庁が一般公開している法人データを国交省が直接活用すれば足り、都道府県は不要な確認作業を行っている。特に社会福祉法人については、大半は市町村が所管しており、名簿作成を都道府県で行う具体的なメリットがない。

○国からの委託料が十分に確保されておらず、業務に支障をきたす恐れがある。

入札業務等事務量が多く、国において一括して外部委託をおこなうほうが効率的である。

○各都道府県においては、再委託する場合も、非常勤職員を雇用する場合も、業者や人材を確保するのに苦慮しているため、本調査は国が一括して外部委託を行えば、全都道府県の事務を省略でき効率的である。

○都道府県への法定受託事務としている明瞭な理由及び必要性が見出せず、経費及び事務手続の面で非効率である。

調査手法で国と都道府県で事務分担（例：1回目の督促の実施は国で2回目が県）が分かれており、回答する法人には分かりにくい。

当該調査が5年に1回の頻度であることから、その事務実施だけのための人員確保が困難な状況になっており、事務の再委託が認められているとは言え、その業務のために必要な準備、手配、入札、進行管理運営等を行う職員の負担が重くのしかかっている。加えて、国は本調査業務そのものを民間委託しており、県が分担する事務は当該調査業務の一部分であることから、国と都道府県でそれぞれ民間委託している現状は非効率である。

調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県か分かりにくく、混乱やトラブルを招く恐れがある。

○本県では、本調査専属の非常勤職員を雇用し、業務を実施しているが、人員確保や情報流出防止に留意した作業場所の確保等に苦慮している。また、国からの予算措置が十分ではなく、委託の実施は困難となっている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

257

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項（事項名）

通訳案内士登録業務の見直し

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

通訳案内士登録の際に提出を求めている書類の見直し

具体的な支障事例

通訳案内士の登録に当たっては、必要書類として、通訳案内士法施行規則第16条において、申請書、健康診断書、合格証書の写し及び履歴書等の提出を義務づけている。

このうち、健康診断書については、同規則第17条に規定される「精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。）とする」ではないことの証明を求めるものであるが、申請者が医師から専門外の分野であること等を理由に診療を断られる事例が発生している。

その他、精神科等での受診の要否、定期健康診断書での代用の可否の問い合わせ等、登録申請書類のうち、最も多くの問い合わせが寄せられている。

健康診断書については、口述試験において、通訳案内の現場で必要なコミュニケーションを図るための実践的な能力を判定していることに鑑みれば、登録申請時点で医師による診断を不要としても大きな影響は出ないものと考えられる。

また、履歴書については、登録事務、またそれ以降においても使用されておらず、申請手続において提出させる理由が不明確であり実務上の必要性が乏しいと思われる。

以上のことから、申請者の利便性の向上及び行政効率化の観点に立ち、健康診断書及び履歴書を提出書類から省くなど制度の見直しを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

通訳案内士登録に係る書類を削減することにより、申請者の受診・診断書の作成、履歴書の作成に係る負担を軽減するとともに、登録業務に係る書類の確認を行う地方公共団体職員の負担を軽減することができる。

根拠法令等

通訳案内士法施行規則第16条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長野県、愛媛県、福岡県、大分県

○本県でも、全国通訳案内士登録に係る書類のうち、健康診断書及び履歴書については、本提案と同様の支

障事例がある。

健康診断書については、精神科等での受診の要否等の問合せの多さや、診断書発行費用がかかることを踏まえると、提出は、申請者にとって負担になっている事項であると考えられる。

ただし、健康診断書の提出は、通訳案内士法施行規則第 17 条の規定を証明する手段となっており、負担軽減のために提出不要と判断するには検討が必要である。

なお、履歴書については、理由が不明確なまま提出を求めている状況であり、徴求理由が明確にならない限り、提出は不要と考える。

○提案に記載のとおり、現場で必要なコミュニケーションを図る実践的な能力があると判断されているのであれば、登録時の医師の診断書の必要性はないと考えている。実際に、「改めて医師への診断を求めるのは大変で、直近の健康診断書の診断結果を使いたい」という問い合わせも何件か受けている。履歴書に関しても登録事務の際も、その後も使用することはなく、提出の理由が不明確である。

○健康診断書について、問合せが多くあることは事実である。口述試験でコミュニケーション能力は十分判定することができ、規則第 17 条の該当の有無を判断することも可能であると考ええる。

また、履歴書についても作成に時間を要する上、用途が不明確である。両書類を提出不要とすれば申請者の負担減、問合せ数も減となり、それによる問題も発生しないと思われる。

○本県でも、健康診断書について同様の問い合わせが寄せられており、また、履歴書についても登録事務以降は使用していないことから、制度改正を求めることに賛同する。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

265

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項（事項名）

宅地建物取引士における旧姓使用について

提案団体

岩手県、二戸市、岩手町

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

宅地建物取引業法施行規則第 14 条の 11 に規定されている宅地建物取引士証の記載事項のうち、宅地建物取引士の氏名について、旧姓の記載を可能とすること。

具体的な支障事例

本県としては、男女共同参画の推進と女性の活躍支援を行っていく立場であるが、都道府県が登録や交付等の事務を行っている宅地建物取引士においては、旧姓の使用が認められていない状況で、宅地建物取引士として活躍する方（特に女性の方）の改姓によるキャリアの分断が懸念される。他の多くの国家資格（建築士、弁護士等）において、旧姓の使用が認められている状況を鑑みると、宅地建物取引士においても旧姓使用を可能とすべきである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

宅地建物取引士として活躍する方（特に女性の方）の改姓によるキャリアの分断が避けられ、男女共同参画の推進と女性の活躍の機会拡大につながる。

根拠法令等

宅地建物取引業法施行規則第 14 条の 10、第 14 条の 11

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福井市、大阪府

○本市においても「あらゆる分野における女性の活躍」を目指し、各種事業に取り組んでおり、個別の事案に限らず、男女共同参画の推進と女性の活躍の機会拡大に繋がる制度見直し等は進めていく必要があると考える。
○当団体においても、頻度としてそれほど多いわけではないが、旧姓使用に関する要望が寄せられることがある。なお、旧姓、改姓のいずれであっても、消費者保護の観点から、従事先の業者内において、使用を統一することが望ましい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	287	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用（農地除く）
------	-----	------	--------------	------	------------

提案事項（事項名）

法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

国交省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査（基幹統計調査）」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。

具体的な支障事例

本調査については、統計法第 16 条及び統計法施行令第 4 条に基づき、以下の区分で事務を行うこととされている。

〔都道府県〕

- ・活動が都道府県内にとどまる「会社以外の法人」の名簿整備、督促（2 回目・3 回目）、調査票の回収・受付（形式審査）、データ入力

〔国土交通省〕

- ・活動が全国展開している「会社以外の法人」及び「会社法人」の名簿整備、その他都道府県が実施する業務以外の業務

《支障事例》

- ・民間企業へ委託して実施する単純事務についても、国が事務を行うこととされている事務もあれば、都道府県が事務を行うこととされている事務もあり、国と都道府県でそれぞれ民間企業への委託を行う必要があり非効率となっている。
- ・都道府県が断片的に事務を行うこととされているため、調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県か分かりにくく、混乱やトラブルを招きかねない。

《非効率となっている具体例》

別紙のとおり

《調査対象法人の混乱やトラブルを招く恐れのある具体例》

別紙のとおり

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

行政の効率化や調査対象法人の調査における利便性の向上等が図られる。

根拠法令等

統計法第 16 条
統計法施行令第 4 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、青森県、福島県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、愛知県、京都府、鳥取県、岡山県、高知県

○法人の種類によって、調査票の受付・審査が国と都道府県に分かれていることから、国と都道府県、特に都道府県に事務が発生しているが、国が一括して調査をすれば、都道府県への説明、委託契約、都道府県からの照会に対する回答、都道府県が実施する事務等々を省略することができ、業務の効率化が図れる。

国が一括して調査をすることで、特段の支障がなければ、国で一括して調査し、業務の効率化を図るべきである。

当団体の場合、封筒の宛先が当団体となっていることから、専任の事務担当者が居ない小規模の宗教法人から様々な質問が京都府に寄せられるが、国へ改めて質問していただくか、当団体から国へ確認した上で回答するなど二度手間が発生する。

○都道府県事務は、事前調査（都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備）のみに限定し、本調査業務は国で一括して行うべきと考える。

【効果】事務手続きおよび経費の効率化

【支障事例】

5年に1度実施される調査であり、県では当該調査に係る人員を調査年度に限って確保することは現実的でなく、調査担当職員の業務負担が大きいく（県の本来業務に支障が生じかねない）

調査を受ける法人からの問い合わせ対応は国が行う予定であるが、調査票の提出先は県であり、また調査票の審査は県から再委託を行う民間事業者であるため、調査対象法人は問い合わせ先が分かりにくく混乱を招く恐れがある。

国が一括して実施する場合に比べ、経費及び事務手続きが非効率である。例えば、調査票は国交省が発送→調査対象法人→県→再委託先（民間事業者）→国交省という流れで送付されるが、都度送料がかかるため経費のムダが生じる。

国から県への委託費について、十分な予算が確保されていない。H30年度調査では、国の各都道府県への予算の配分調整に時間がかかり委託費の確定が遅くなったため、県から民間事業者への委託内容の仕様検討も遅れた。

○国は「会社法人」の調査を外部委託しており、都道府県に委託している「会社以外の法人」も含めて一括で外部委託すれば、事務の効率化及び経費節減を図ることができる。

当県では、業務遂行のため、非常勤職員を雇用して対応しているが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦労するなど体制及び作業環境整備の負担が大きくなってきている。

「会社以外の法人」だけ都道府県に割り当てられたり、調査票の受付整理や未提出法人への督促等だけ都道府県が実施したりする合理的な理由が見当たらない。

調査方法について、国が調査票を送送するが、受け付けは都道府県となり、調査票未提出法人に対する督促の1回目は国が実施するが、2回目以降は都道府県が実施するなど、調査を受ける法人にとって調査実施主体がわかりにくいシステムとなっており、混乱やトラブルを招く恐れがある。

○【支障事例】

（1）都道府県への法定受託事務としている理由、必要性がなく、経費及び事務手続の面で非効率である。

（2）国から都道府県への委託費について、再委託が認められているものの十分な予算が確保されていないため再委託を断念した。

（3）調査内で国と都道府県で事務分担が分かれており、回答する法人には分かりにくいと思われる。

【上記の具体例】

（1）国側が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、臨時職員を雇用する場合、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦慮する場合がある。

（2）再委託する委託費の予算不足により自前で事務処理することにより職員負担が増加している。

（3）督促について、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県実施となっているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくく混乱を招く恐れが高い。

○国と都道府県で役割分担して実施することから、調査を受ける法人にとって実施主体が分かりづらい。

【具体例】

法人に調査票送付するのは県、問い合わせは国となっている。また、督促について、葉書督促を国で、封書・電話督促を県がやることになりわかりづらく（封書等の返送先は県）、混乱、トラブルを招く恐れがある。

非効率な事務となっている。

【具体例】

国でも本調査を民間にも委託し、都道府県も再委託で民間に委託可となっていることを考えると、国で一括して民間に委託した方が効率的ではないか。（都道府県が介在する効果が分からない）

○5年に1度の統計調査のため国から委託される当該事務は、事務量が膨大であり、限られた職員での対応が困難であるため、民間事業者へ再委託することになるが、国からの予算も限られていることから、受託事業者を見つけることが困難な状況である。また、各都道府県においては、入札や契約、調査票の受付、国や業者との連絡調整に苦慮するなど、非効率な状況があることから、国が一括して外部委託することにより都道府県の事務負担を軽減するよう法定受託事務を見直すこと。

○本調査事務については、一部は国が民間委託を行い、一部は都道府県が民間委託を行っており、事務手続き上非効率が生じている。

法人名簿整備については、法人番号制度の導入により国税庁が一般公開している法人データを国交省が直接活用すれば足り、都道府県は不要な確認作業を行っている。特に社会福祉法人については、大半は市町村が所管しており、名簿作成を都道府県で行う具体的なメリットがない。

○都道府県への法定受託事務としている明瞭な理由及び必要性が見出せず、経費及び事務手続の面で非効率である。

調査手法で国と都道府県で事務分担（例：1回目の督促の実施は国で2回目県）が分かれており、回答する法人には分かりにくい。

当該調査が5年に1回の頻度であることから、その事務実施だけのための人員確保が困難な状況になっており、事務の再委託が認められているとは言え、その業務のために必要な準備、手配、入札、進行管理運営等を行う職員の負担が重くのしかかっている。加えて、国は本調査業務そのものを民間委託しており、県が分担する事務は当該調査業務の一部分であることから、国と都道府県でそれぞれ民間委託している現状は非効率である。

調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県か分かりにくく、混乱やトラブルを招く恐れがある。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

289

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項（事項名）

地域の実情に応じてコミュニティバス等の円滑な導入を可能とする制度の構築

提案団体

全国知事会、全国市長会、全国町村会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

人口減少等の進展により、コミュニティバス等は地域公共交通として主要な地位を占めるようになったが、法令上は従前のまま補助的かつごく例外的な位置付けのままとされ、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されているため、関係する法規制を横断的に見直し、地域の実情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を構築。

具体的な支障事例

区域運行バス等として運行するコミュニティバス、自家用有償旅客運送等については、人口減少等の進展により、地域公共交通として主要な地位を占めるようになったが、法令上は従前のまま補助的かつごく例外的な位置付けのままとされ、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されているため、関係する法規制を横断的に見直し、地域の実情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を構築することが必要である。見直すべき規制等に関する支障事例は別紙のとおり。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

コミュニティバス等の制度上の位置付けを見直し、地域の実情に合った地域公共交通を円滑に導入することによって、地域公共交通の充実が図られ、地域住民の利便性が向上する。
また、利便性が向上することで、さらに地域公共交通利用者増加が期待され、地域公共交通の維持・確保につながる。

根拠法令等

- ・道路運送法第 78 条
- ・道路運送法施行規則第 3 条の 3
- ・道路運送法施行規則第 49 条
- ・「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について（平成 30 年 3 月 30 日自動車局長通知）」
- ・「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について（平成 30 年 3 月 30 日自動車局長通知）」
- ・「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について（平成 27 年 3 月 30 日自動車局長通知）」
- ・「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第 78 条第 3 号に基づく許可に係る取扱いについて（平成 28 年 3 月 31 日自動車局長通知）」
- ・道路運送法第 3 条第 1 項第 1 号
- ・道路運送法第 9 条の 2
- ・「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について（平成 26 年 3 月 26 日自動車局長通知）」

- ・都市計画法第29条第1項第3号
- ・都市計画法施行令第21条第1項第6号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山形市、塩谷町、本庄市、大野市、山県市、京都市、池田市、鳥取県、島根県、愛媛県、宮崎市、十日町

○タクシー事業者、鉄道駅がない当町において、公共交通機関は、主要道を走る路線バスのみで、ほとんどの地域が交通空白地である。

そのため、交通空白地輸送を検討しているが、一部路線バスと重複した運行ルート等があり導入に苦慮している。

交通空白地の明確化や規制緩和するなど地域の実情に応じた制度改正を望む。

○人口減少や高齢化等の影響により、公共交通に関する住民ニーズは多様化しているため、民間の交通事業者だけでは対応できなくなっている。そのような状況から行政が運営するコミュニティバスや福祉等の有償運送に関する規制緩和や対象事業の拡大に関する制度改正が必要である。ただし、制度改正に伴い交通事業者の収益に悪影響を及ぼす可能性があるため、その点には十分配慮することが大切である。

○当市は、北東から南西にかけて細長い地形をしており、町等の境の南西部では500m級の山々が連なる山間部となっています。

現在当市では、3事業者5路線の民間バスが運行しておりますが、全て北東～南西の「縦方向」に運行する路線となっています。そのため、横方向への移動が困難であるため、路線バスを補完するために区域運行型のデマンドバスを市内4区域で運行しています。

しかしこのデマンドバスはあくまでも路線バスを補完する役割を担っているのみで、路線バスに代替するものではありません。そのため、比較的短距離の移動には、デマンドバス一つで足りませんが、先に述べた通り、市を縦断する場合、路線バスの停留所が近くに無い場合は、デマンドバスから路線バスに乗り換える必要が出てきます。

市としては、民間路線バスの事業者と共に市内公共交通を確保・維持していくために路線バス・デマンドバスの相互で使える乗継券の発行を行い、利用者の負担を減らすよう努めていますが、市民からは、市の予算を使ってなぜ利便性の低いバスを走らせているのかというような声も上がっています。

コミュニティバスの導入に関するガイドラインで民業圧迫しないよう求められていますが、「路線競合」の限定・定義について見直しを行い、地域の特性に応じた地域交通の導入が図られるように制度を改善していただきたいと思います。

○自家用有償運送が「交通空白」に範囲を限定されていることから、「交通空白」の区域外にある病院や商店に直接移動できないのは不便と、地域住民から意見を聞いている。

制度の構築にあたっては、既存の事業者の経営への影響も考慮する必要がある。

○一般乗合旅客自動車運送事業による350kg未満の貨客混載は道路運送法第82条により許可不要として認められているが、自家用有償旅客運送による貨客混載を行う場合には、「・自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取り扱いについて（国自旅第412号国自貨第172号平成28年3月31日）」に基づき、許可することとなっている。本通知によると、許可基準は、既存の貨物自動車事業者によっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な地域として、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がないと運輸支局長が認める地域に限るものとし、運輸支局長が、国土交通省自動車局との協議の上、当該地域の物流網の状況、住民の貨物輸送に係るニーズ等について、必要に応じて当該地域の住民、地方公共団体、業界団体その他の関係者から意見を聴取し、判断することとなっている。

現在、本県内の町において、バス事業の生産性向上のため町営バスを活用した貨客混載の実施を検討しているが、実施に当たっては、運輸支局から地域の総意が求められていることから、当該地域の貨物自動車運送事業者である日野郡内34社（一般貨物自動車運送事業13社、軽貨物自動車運送事業21社）それぞれから支障がないかについて確認する必要があり、当該事業がなかなか進まない。

○中山間地では、市街地に比べ、少子高齢化による人口減少が顕著となっている。

併せて、路線バス利用者も減少しており、赤字運行が常態化している路線が年々増え続ける一方で、バス事業者においては赤字運行となっている路線の減便や運行廃止等の見直しが進められている。

市としては、地域住民の生活交通としての移動手段確保、交通空白地の解消として、市営バスや予約型乗合タクシーによる代替措置を行っているものの、運転手不足・高齢化などにより事業受託者の確保や運行財源の確保が厳しい状況である。

市内各地で民間施設等が運行している無料送迎バスは、貸切バスとしての運行となっており、地域と当該施設間のみの運行となっている。有償かつ当該施設以外の運行を行う場合、一般乗合旅客運送事業の許可が必要となるうえ、既存の路線バスとの競合という問題もあることから、導入が厳しい状況である。

運転手不足、交通空白地を解消するために民間施設等が運行している無料送迎バスについて、地域の実状に合わせた一般乗合旅客運送事業として許可される制度改正を望む。

路線バスの運行廃止となる地域において、代替手段として市営バス等の整備を進める際に『路線競合』が問題となっている。

山間地域から市街地まで運行する場合において、路線バス経路と重複する部分については、乗客の奪い合いになる『路線競合』に当たるとして、バス事業者やタクシー事業者からの了解が得られない。路線競合の解消策として、結節点による乗り継ぎがあるが、そもそも市営バスや予約型乗合タクシーの主たる利用者は高齢者であり、乗り継ぎに対して不安や煩わしさを抱く方が多い。結果として、利用者減少につながることが予想されることから、地域の実状を考慮いただき、路線競合について規制緩和を要望する。

○利用者の減少により、主に生活バス支線の撤退が続いている。このため、市町が代替交通手段としてコミュニティバスを運行する路線数が多くなっていることから、今後、円滑な導入を可能とする制度の構築は必要である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	296	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用（農地除く）
------	-----	------	--------------	------	------------

提案事項（事項名）

市町村が地域の実情に応じて公園の設置を判断できるよう枠付けの廃止・緩和

提案団体

全国市長会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市公園等の設置について法令等により大都市部の状況を前提として一律に基準が定められているが、人口減少、都市のコンパクト化など地域の社会状況に即した公園の適切な設置を市町村が自ら判断できるよう、制度を見直すこと。

具体的な支障事例

都市計画法施行令第 25 条第 1 項第 6 号では、開発行為の許可基準として、開発区域の面積が 0.3ha 以上 5ha 未満の開発行為について、面積の 3%以上の公園、緑地又は広場を設けることが義務付けられている。そのため、開発行為ごとに小規模な公園等が必要以上に多数設置されている。また、公園等の必要性の判断のもととなる開発区域の周辺の状況について、許可権者の都道府県と管理を引き受ける地元市町村との判断が異なり、周囲に田園や山林等の自然が多いにも関わらず、公園等が多数設置され、市町村は住民の利用が少ない多くの公園の管理に苦慮している。市町村自らが定める公園等の設置基準に基づき、公園等の設置が不要と判断した場合には設置を求めないことを同施行令第 29 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する緩和基準に追加するなど、制度を見直すべきである。また、都市計画運用指針では、街区公園は誘致距離 250m を標準として配置することが望ましいと定められており、特段の例外的事情のない限り通常は、各自治体はこの規定に沿った判断をするよう実体的に枠付けられている。このため、市街地のすぐ近くに田園・緑地等が広がっているにもかかわらず、公園を多数配置することとなり、実情に合っていない。このため、誘致距離について、廃止又は大都市部を前提とした基準以外に農村部等の地域の実情に合った基準を選択できることとし、市町村が地域の状況に応じた公園の配置を判断する制度に見直すべきである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

人口減少が進みコンパクトなまちづくり等が求められる中、都市計画法体系で求められる公園等の設置について、地域の実情に合わせて市町村が判断することで、効率的・合理的な公共施設等の配置に資する。

根拠法令等

都市計画法施行令第 25 条第 1 項第 6 号
都市計画運用指針（第 8 版）〔都市施設（Ⅳ-2-2ⅡB.1.）〕

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、白河市、ひたちなか市、富津市、三条市、射水市、嘉麻市、八代市、宮崎市

○0.3ha 程度の分譲住宅の開発件数が多く、そのほとんどで公園設置を要するため、小さな公園の数が増える一方である。先日は公園を設置した開発地の隣で別の分譲住宅開発があり、すぐ近くにまた公園が設置された。そのような分譲地に設置される公園は、売地の余剰地で形成されるため、不整形な土地になってしまうことが多く、公園利用としての価値が低い。また、維持管理については地元や開発業者または土地購入者が行うように指導しているが、時間が経つとその約束が風化してしまい、市に管理を要望されるケースも多い。公園設置の開発面積の基準を引き上げる等の緩和措置が取られれば、公園設置を要する開発件数が減り、活用されない公園の増加を防げるため、非常に有用であると考えます。

○都市公園法には以下の規定があり、都市公園の廃止はハードルが高い状態である。とある都市公園の近隣に広場や緑地があっても、その広場や緑地が都市公園として指定されていない場合、代わるべき都市公園とはならず、その都市公園の廃止は容易ではない。これは、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めていくにあたり、現在における各都市公園の必要性の検討さえ阻害するものになり、都市公園が将来、市町村の健全な財政運営の障害になりかねないと考えます。

（都市公園の保存）

第十六条 公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合

二 廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合

三 公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合

○開発許可を受ける場合、開発区域の面積の3%以上を緑地や公園にすることが義務付けられており、周囲に田園や山林等の自然が多いにも係わらず小規模の緑地や公園が設置されるなど、地域の実情と合わない制度となっている。また、遊具等のない小規模な公園が必要以上に多数設置されており、住民の利用も少なく、維持管理に苦慮している。

○開発行為による公園・緑地の提供は近距離に多数発生しており、既に公園のある地域のすぐそばに公園が作られることが多い。

また開発面積の比率による提供のため、小規模な公園が多く、園内広場の利用勝手が悪く、植栽についても隣接する住宅と距離が近く、樹木成長に伴う隣接地への越境が避けられない。そのため、隣接地への影響を緩和するための剪定や伐採を行う必要があり、樹木の健全な育成についても支障がでている。

○当市においても同様の支障事例が発生しているが、規定に沿った公園を設置しているところである。また、当市は市民一人当たりの公園面積が全国平均の約2倍を有しており、財政上の理由からも制度改正の必要性を感じている。

○当市は、過疎地域で田園・緑地等が非常に多く、実情に合ったまちづくりがなされていない。このことから、市町村が地域の状況に応じた公園の配置を判断する制度に見直すべきである。

○都市計画法施行令第25条第1項第6号では、開発行為の許可基準として、開発区域の面積が0.3ha以上5ha未満の開発行為について、面積の3%以上の公園、緑地又は広場を設けることが義務付けられている。そのため、開発行為ごとに小規模な公園等が必要以上に多数設置されている。また、公園等の必要性の判断のもととなる開発区域の周辺の状況について、許可権者である都道府県と管理を引き受ける地元市町村との判断が異なり、周囲に田園や山林等の自然が多いにも関わらず、公園等が多数設置されている。このため、市町村は、住民の利用が少ない多くの公園の管理に苦慮している。市町村自らが定める公園等の設置基準に基づき公園等の設置が不要と判断した場合には設置を求めないことを同施行令第29条の2第2項第3号に規定する緩和基準に追加するなど、制度を見直すべきである。また、都市計画運用指針（第8版）では、街区公園は誘致距離250mを標準として配置することが望ましいと定められている（運用指針は技術的助言であるが、詳細に基準等が定められ規律密度が高く、また、運用指針において「～ことが望ましい」という表記は、「制度の趣旨等から記述された事項による運用が想定されている」ものであると定められており、特段の例外的事情のない限り通常は、各自治体はこの規定に沿った判断をするよう実体的に枠付けられている）。このため、市街地のすぐ近くに田園・緑地等が広がっているにもかかわらず、公園を多数配置することとなり、実情に合ったまちづくりがなされていない。このため、誘致距離について、廃止又は大都市部を前提とした基準以外に農村部等の地域の実情に合った基準を選択できることとし、市町村が地域の状況に応じた公園の配置を判断する制度に見直すべきと考えます。

○一団地の住宅施設に都市計画決定されている大規模団地敷地内の民有地に都市計画公園に位置づけた公園が存在している。

また、当該団地については、建替えを前提に、都市計画運用指針に基づき一団地の住宅施設を廃止し、引き続き良好な居住環境を確保することを目指し、地区計画への移行を行った。

都市計画運用指針(Ⅳ-2-2Ⅱ)B.2公共空地の都市計画の変更)において、適正かつ合理的な土地利用を確保する目的で関連する都市計画との整合性を図る必要がある場合に、都市に必要な公園等の公共空地の機能を確保しつつ、変更することが望ましいとの記述がある。

これを背景に、建替え計画の熟度に応じて、地区整備計画で都市計画公園を同等の規模の地区施設に振替え、公園機能を確保したうえで、都市計画公園の廃止を行いたい、地区施設は誘致圏域を有する永続的な都市計画施設ではなく、地区周辺に減少面積の確保が出来ないこと等の理由で、都市計画公園の都市計画変更(廃止)に関する知事協議の事前調整が難航し、スムーズな建替えの検討に影響している。

○0.3ha以上の開発行為が数年から十数年の間隔で隣接あるいは近接して行われたことにより、小規模な公園が多数設置されている地域がある。また、周囲に田園や公園等がある場合でも開発行為による公園が設置されている。開発行為で設置された公園は市や地元住民等で管理しており、小規模公園が多数設置されることにより適切な管理が困難となっている。このため、公園管理を引き受ける市の意向を反映できるような公園設置の制度となるように改正する必要があると考える。また、コンパクトな街づくりが求められる中で公園を設置する新規の住宅地開発は減少すると考えられ、少子高齢化や人口減少が進むことで公園の管理がより困難になると考えられるため、既に設置されている公園の廃止も可能となるような指針や制度となることが望ましいと考える。

○当市では、時代の経過に伴う周辺環境やニーズの変化により、利用されていない小さな都市公園(特に開発公園(都市計画法及び開発条例いずれの規定にもよるもの))が多数あります。公園施設の高齢化に伴い維持管理費が年々増えており、利用の少ない公園や地元から要望がある公園は廃止できないか検討しています。しかし、都市公園法第16条(都市公園の保存)の規定によって都市公園の廃止はハードルの高いものとなっており、ニーズの変化や地域の実情に合った公園の配置は困難であります。

そこで、都市公園法第16条(都市公園の保存)の規定が見直されると、地域の要望やニーズ、市町村ごとの実情に合った公園配置が期待できると考えます。

○都市計画法施行令第25条第1項第6号では、開発行為の許可基準として、開発区域の面積が0.3ha以上5ha未満の開発行為について、面積の3%以上の公園、緑地又は広場が設けることが義務付けられているが、既存の公園でさえ市町村が十分に維持管理できているとは言えない状況であり、市町村自らが定める公園等の設置基準に基づき公園等の設置が不要と判断した場合には設置を求めないことを同施行令第29条の2第2項第3号に規定する緩和基準に追加するなど、制度を見直すべきである。

○当市では、市街地に隣接して53haもの緩衝緑地(名称:市民ふれあい公園)が整備されているが、都市計画運用指針及び土地地区画整理法施行規則(以下「法令等」という。)に基づき街区公園を整備する計画となっている。

しかし、上記の緩衝緑地については、実態的には市民等が日常的に利用する公園として機能しており、現行の法令等に沿った計画の実施は、本市の地域の現状に即していると言い難い。そのため、市町村が地域の状況に応じた公園の配置を判断することができるよう制度改正が必要である。

○本市においても開発行為にて供用開始する公園における設置位置等については問題視している。本市については、都市公園数が約1300箇所あり、1人あたりの都市公園面積も10㎡以上あるが、街中(DID地区)については1人あたりの都市公園面積が約3㎡であることから街中における公園整備を優先的に進めている。また、施設数の増加に伴い管理費の増加が深刻化しており、公園の必要のない地域(周辺に公園がある地域等)については新規整備を優先的に実施していない。しかし、開発行為にて発生する公園については、計画等に関係なく発生する施設であり、その設置位置や規模については、供用後の維持管理の観点から問題視している。本市としても、都市計画法施行令における緩和基準も視野に入れながら、開発行為における公園の設置の在り方を検討していきます。

現時点での制度の改定要望等については該当ありません。

○本市でも開発行為による小規模な公園が多数あり、維持管理に苦慮している。これらの公園は、地元自治会などに除草・清掃等をお願いしているが、近年では高齢化などを理由に管理を拒否される事例も増加している。このことから、地域の実情に応じた適正な数・規模で公園を整備することが求められており、提案については賛同できる。

○本市においても同制度により帰属を受けた公園が数多く設置され、維持管理費を圧迫している。平成29年度末現在、本市の街区公園数は1,464箇所であり、そのうち街区公園の標準面積2,500㎡に満たない公園が85%あり、そのうちの99%が開発行為により帰属された公園となっている。これらは市内の一部区域に偏っており、適正な規模も含めた公園配置の不均衡が生じている。

○予定建築物の用途が住宅もしくは工業団地である開発行為(法第33条)により設置された都市公園法の位置付けのない小規模な公園、緑地または広場(以下、「公園等」という。)は、基本的には当市が管理しており、年々増加する公園等の維持管理の負担に苦慮している。

一方、近年、小中学校の統廃合に伴い、廃止した校舎跡地を比較的規模の大きい公園等として新たに整備を行っている。

このことから、新たな公園等の整備に伴い、その公園の周辺に存する過去の開発行為で設置された小規模な公園等を廃止できる制度に見直すべきである。

○都市公園をはじめとする公共施設等については、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことで、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現することが必要である。

国においても、「インフラ長寿命化基本計画(平成 25 年 11 月。)の 17 ページに「地方公共団体の役割」として、「各々の団体が置かれた実情に応じて、インフラの維持管理・更新等を総合的かつ計画的に行うことが重要である。」と記載されているにもかかわらず、実際には、許可権者である都道府県が判断しており、管理者である市町村の実情に応じたものとなっているとは言い難い。

実際に、本市では、都市公園法施行令第 1 条の 2 に規定する「住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準(1 人当たり 10 m²)」を満たしているにもかかわらず、開発行為のたびに公園数が増え、市のストック及び管理費用が増加する一方である上、開発行為によってできる小規模公園は管理上も公園の計画的な配置においても好ましくない場合が多い。

上記の理由から、市町村において、公園担当所管で開発行為を行う周辺の公園とのバランスを考え、公園の規模(面積など)や必要、不要の判断を決定できるよう望む。